

**公共放送ワーキンググループ
第2次取りまとめ
(案)**

令和6年1月26日

目次

1. はじめに	2
2. 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方.....	4
(1) 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方に係る基本認識	4
(2) 放送の種別ごとの考え方	5
① 地上波ラジオ放送	5
② 衛星放送	9
③ 国際放送	10
(3) 地方向け放送番組に係る地域メディアとの公正競争の確保	13
(4) インターネット活用業務に係る民間放送事業者等への知見の共有	13
3. NHK のガバナンスの在り方	14
(1) ガバナンスの重要性	14
(2) ガバナンスの現状	14
(3) ガバナンスの実効性確保のための取組み	16
① 経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化	16
② インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方	16
③ NHK の子会社等に関するガバナンス	17
(4) NHK への期待	17
4. 国際放送の在り方	18
(1) 国際放送に関する基本認識	18
(2) コスト負担の軽減	18
(3) 財源の在り方	18
5. 今後の進め方	20

1. はじめに

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」（座長：三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）から令和4年8月5日に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」において、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長と視聴デバイスの多様化、これらに伴う視聴スタイルの変化と「テレビ離れ」などを背景に、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を、インターネット空間にも浸透させていくための方策の一つとして、日本放送協会（以下「NHK」という。）のインターネット配信の在り方について引き続き検討することとされ、その検討の場として、令和4年9月から、同検討会の下で「公共放送ワーキンググループ」を開催している。

令和4年9月以降、公共放送ワーキンググループにおいては、二元体制の一翼を担う公共放送 NHK がデジタル時代にどのような役割を果たすべきか、そして、これに対応した NHK のインターネット活用業務の在り方（放送制度の中でどのように位置付けていくべきか、規制はどのように課されるべきか）、また、デジタル時代の NHK の事業運営を支える財源はどのような形であるべきか、といった点について計13回の会合を開催して検討を行い、令和5年10月18日に取りまとめ（以下「第1次取りまとめ」という。）¹を公表した。

第1次取りまとめにおいては、「NHK の役割」として、「民間放送との二元体制の下で、従来から時代や技術の変化に適切に対応しながら放送全体の発展に貢献してきたことの延長線上にあるものとして、NHK は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと考えられる。」とするとともに、インターネット活用業務の在り方については、「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHK の放送番組を受信することのできる環境にある者に該当するとして相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することが必須業務化の意味である」とした上で、「インターネットへと広がる情報空間の中で、NHK には、日本の放送全体の発展により一層貢献するとともに、国民・視聴者の視聴スタイルの急速な変化に対応して、少なくとも地上波テレビ放送の放送番組について、インターネットにより国民・視聴者に同時・見逃し配信を行う役割が求められており、それに応じた重い責任を NHK に対し課すことについては認識の一致を見ており、こうした業務は必須業務とすべきものと考えられる。」とした。

他方、地上波テレビ放送以外の放送、すなわち、地上波ラジオ放送、衛星放送及び国際放送²のインターネット活用業務の在り方に関しては、「NHK が果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し（聞き逃し）配信を必須業務化すべきかどうかについて、これまでの議論において、現時点では結論を導くに至る程度にまで議論が尽くされた状況とは必ずしも

¹ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」の別添2として公表。

² 本第2次取りまとめの「国際放送」とは、NHK が行う放送のうち、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第5号の「国際放送」及び同法第2条第9号の「協会国際衛星放送」をいう。

言えないため、今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。」とした。

また、NHK のガバナンスの在り方については、第 1 次取りまとめにおいて、NHK のインターネット活用業務の設備調達に係る稟議事案³に関連して、現状の NHK のガバナンスについても指摘が相次いだことを踏まえ、「NHK においては、再発防止策を着実に実行し、国民・視聴者からの信頼回復に取り組むべきであり、総務省においてもその動向を注視していくことが求められる。」とし、また、NHK のインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社を含む NHK のガバナンスについて見直す契機とすべきとの指摘もあり、「地方公共団体のイベント等の公募について NHK 子会社が参加することの可否の検証の必要性についても指摘があったところである。地域におけるイベントの受注など、NHK の子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる。」とし、NHK のガバナンスの在り方についても公共放送ワーキンググループにおいて継続検討することとした。

加えて、国際放送については、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」（主査：内山隆 青山学院大学総合文化政策学部教授）の取りまとめ（以下「タスクフォース取りまとめ」という。）⁴において、「我が国国際発信のフラッグシップの役割を担うものとして、外国人や在外邦人のアクセス方法の見直しや提供コンテンツの充実等を図るべき。」として、「インターネット配信の強化、コスト負担の軽減、コンテンツ調達の在り方、財源の在り方を含め、それらの課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき。」「検討の結果は、可能なものについて年内を目途に中間報告を行うべき。」とされ、この NHK 国際放送の在り方についても公共放送ワーキンググループにおいて継続検討することとした。

本第 2 次取りまとめは、以上のとおり、第 1 次取りまとめ及びタスクフォース取りまとめを受け、①地上波テレビ放送以外の放送（地上波ラジオ放送、衛星放送及び国際放送をいう。以下同じ。）のインターネット活用業務の在り方、②NHK のガバナンスの在り方、③国際放送の在り方（①を除く。以下同じ。）について、令和 5 年 10 月 19 日の第 14 回会合以降、計 5 回の会合を開催し、オブザーバである NHK 及び一般社団法人日本民間放送連盟に加え、一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会等の参加も得ながら検討を行い、その結果を取りまとめたものである。

³ NHK が、インターネット活用業務について、現在認められていない衛星放送の放送番組の同時配信に向けた設備の調達手続きを進めていた事案。NHK は、関連業務を停止するとともに、外部有識者から構成される「NHK 執行部ガバナンスレビューに関する専門委員会」からの助言を踏まえ、令和 5 年 7 月 25 日に再発防止策を発表している。

⁴ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第 2 次）」の別添 4 として公表。

2. 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方

(1) 地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方に係る基本認識

第1次取りまとめでも述べたとおり、現在、ブロードバンドの普及やインターネット動画配信サービスの伸長、視聴デバイスの多様化に伴い、国民・視聴者の視聴スタイルも変化しており、いわゆる若者の「テレビ離れ」に象徴されるように、放送を通じた視聴から、インターネットを通じた視聴へと確実にシフトしている。

国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあることを踏まえると、インターネットを通じて放送番組を国民・視聴者に提供する業務を、その実施の有無がNHKの判断に完全に委ねられている「任意業務⁵」ではなく、その継続的・安定的な実施⁶が義務付けられる「必須業務⁷」として位置付ける（以下「必須業務化」という。）よう、制度を変更していくべきである。

その上で、受信料を財源とする公共放送であるNHKと主に広告料収入を財源とするローカル局を含めた民間放送の二元体制の下、NHKや民間放送事業者の活動が活性化され、更に新聞社・通信社等の他のメディアとも相互に共存・競争することによって、多角的なメディアが形成され、インターネットへと広がる情報空間全体のインフォメーション・ヘルス（情動的健康）⁸が確保されていくものと考えられる。NHKがインターネット上で活動することにより情報空間の弊害を直接是正する効果は限定的である可能性には留意する必要があるものの、今後増加が見込まれるテレビを持たない者に対しても、NHKがインターネットを通じて、国民全体が共有すべき基本的情報を提供することは、日本社会の多様な構成員の知る権利をデジタル時代に的確に対応した形で充足し、民間放送との二元体制の下、NHKが公共放送として、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に公衆を形成する役割⁹を果たすことを可能とすると考えられる。

この考え方は、国民・視聴者の視聴スタイルの変化や情報空間の拡大という社会環境の変化をその背景とするものであり、地上波テレビ放送のみならず、地上波テレビ放送以外の放送についても当てはまるものであることから、地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務についても、原則として必須業務化することが適当である。

以下では、こうした基本認識の下、地上波ラジオ放送、衛星放送及び国際放送の放送の種別ごとに、個別の特性や事情等を考慮し、原則のとおり必須業務化することが適当かどうか、必須業務化を見送ることが適当かどうか等について検討を行った。

⁵ 放送法第20条第2項に規定されている、NHKが「行うことができる」業務。

⁶ 放送法第86条において、NHKは、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を12時間以上（協会国際衛星放送にあっては、24時間以上）休止することができない旨規定されている。

⁷ 放送法第20条第1項に規定されている、NHKが「行う」業務。

⁸ 多様な情報にバランスよく触れることで、フェイクニュース等に対して一定の「免疫」（批判的能力）を獲得している状態。

⁹ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」（令和4年8月5日公表）p.17において、「放送は、NHKと民間放送事業者がこの二元体制の下で様々な情報発信を行うことを通じ、国民の『知る自由』を保障し、災害情報や地域情報等の『社会の基本情報』の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった社会基盤としての役割を果たしてきたとすることができる。また、その『公共性』に着目すれば、放送は公衆の包摂・形成であり、社会の構成員の相互理解・対話を促進し、安定的・持続的に『公衆』を形成するという社会インフラとしての役割を果たしてきたとすることもできる。」とされている。

(2) 放送の種別ごとの考え方

① 地上波ラジオ放送

ア) サービスの現状

NHKは、現在、「ラジオ第1放送」、「ラジオ第2放送」及び「FM放送」の3波を放送している。インターネット活用業務としては、「らじる★らじる」でのライブ配信及び聞き逃し配信、radikoでの同時配信のほか、理解増進情報¹⁰としてはポータルサイト、番組ホームページ等を提供している。

NHKラジオ放送の概要					
<p>○ NHKは、現在、「ラジオ第1放送」、「ラジオ第2放送」及び「FM放送」の3波を放送。</p> <p>○ NHKは、「NHK経営計画 2024-2026年度」において、2026年度（令和8年度）より、現在の3波（ラジオ第1(R1)・ラジオ第2(R2)・FM）から2波（新AM・新FM）に整理・削減を行うことを発表。</p>					
	チャンネル	開始	1日の放送時間	令和5年度予算	編集方針
AM 放送	ラジオ第1放送	1925年 (大正14年)	24時間	35.1億円	安全・安心を担う音声基幹波。命と暮らしを守る情報を届ける。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、さまざまな世代のリスナーに支持されるよう編成。
	ラジオ第2放送	1931年 (昭和6年)	19時間		いつでもどこでも学べる生涯学習波。多様な知的欲求に応える番組を編成するとともに、語学番組の充実、インターネットサービスとの効果的な連携を図り、リスナーに利用しやすい形で学びの機会を提供。
FM 放送	FM放送	1969年 (昭和44年)	24時間		リスナーの興味・関心に深く応える専門チャンネル。音楽、芸能を中心に文化・教養まで、幅広いジャンルで専門的な番組を編成。災害などの緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な番組を編成。
				【出典】2023年度国内放送番組編集の基本計画	
<p>AMラジオ放送の送信所アンテナ（所在地：埼玉県久喜市昌蒲町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHKラジオ第1（写真右）：鉄塔の高さ245m、出力300kW ・NHKラジオ第2（写真左）：鉄塔の高さ215m、出力500kW 					

図1 NHKラジオ放送の概要

¹⁰ 現行制度における理解増進情報は、放送法第20条第2項第2号の規定を受けて、NHKが同条第10項の規定に基づき定める「インターネット活用業務実施基準」において、「放送したまたは放送する放送番組の編集上必要な資料その他の協会が放送したまたは放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（放送番組または当該情報を編集したものを含む。）」と定義されている。その上で、基本原則として、「法の趣旨を踏まえ、特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲のものとし、次の各号のいずれかに該当するものに限る。」と規定され、放送番組を周知・広報するもの、放送番組等を再編集したもの、放送番組の内容を解説・補足するもの等が限定列挙されている。

NHKラジオ放送に係るインターネット活用業務 理解増進情報

- ラジオ放送に係る理解増進情報として、ポータルサイト、番組ホームページ、X（旧Twitter）等を展開。

高校講座

【出典】NHK高校講座 サイト

視覚障害ナビ・ラジオ

【出典】視覚ナビ・ラジオ サイト

NHK コガク

【出典】NHKコガク サイト

X（旧Twitter）での情報発信

【出典】NHKラジオニュース X

図2 NHKラジオ放送に係るインターネット活用業務における理解増進情報

イ) 必須業務化の是非

地上波ラジオ放送は、ラジオ受信機が電池で長時間動作する特性等により特に災害時の情報入手手段として有用であり、地上波ラジオ放送番組のインターネット配信は、災害に備えた情報伝達経路の二重化や放送波へ誘導する効果を有していることから、そのインターネット活用業務の意義は特に大きく、個別の特性や事情等を考慮しても、原則のとおり、当該業務を必須業務化することが適当である。

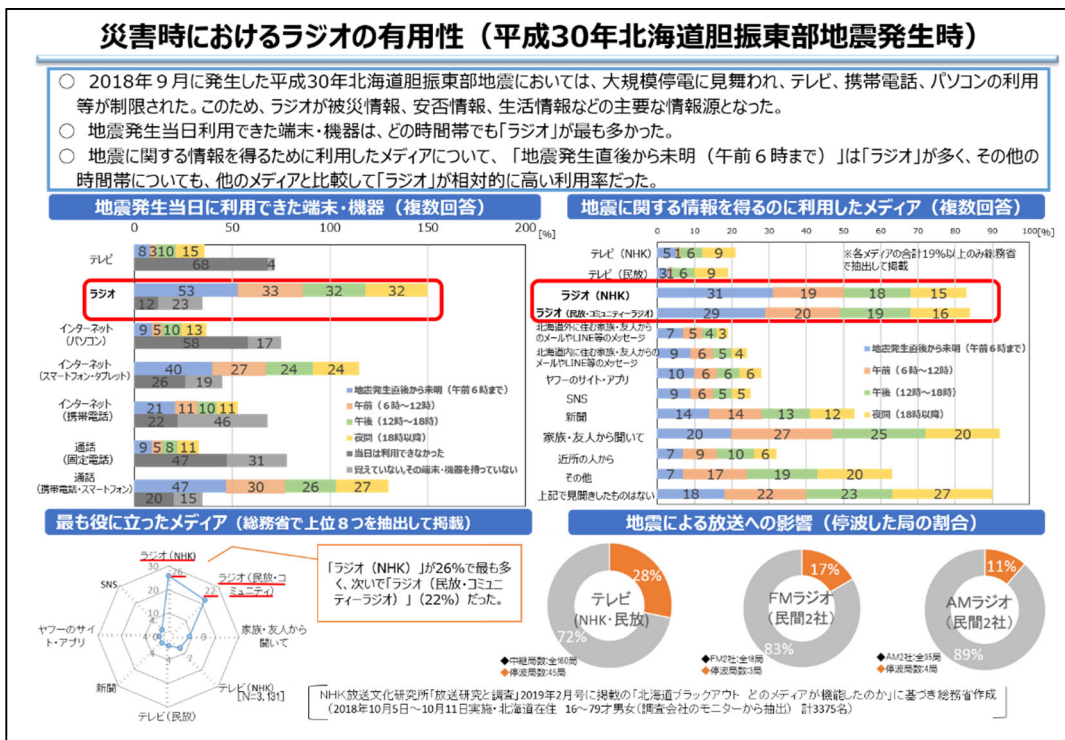


図3 災害時におけるラジオの有用性（平成30年北海道胆振東部地震発生時）

ウ) 必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

必須業務として配信すべき情報の範囲は、第1次取りまとめで述べたとおり、放送番組と同一のもの（地上波ラジオ放送の場合は音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等（テキスト情報のほか、映像・画像情報を含む。以下同じ。））である。

このうち、放送番組と同一のもの（地上波ラジオ放送の場合は音声）については、全国放送の放送番組の同時・聞き逃し配信を基本とし、一部時間帯で放送されているNHKの各放送局¹¹が制作する放送番組（以下「地方向け放送番組」という。）の同時・聞き逃し配信については、配信方法¹²や費用等についての検討が必要なことから、国民・視聴者のニーズ等を踏まえつつ、準備が整ったものから段階的に実施していくことが適当である¹³。なお、NHKは、地方向け放送番組の同時・聞き逃し配信の拡大についてロードマップを策定すべきである。

また、テキスト情報等については、放送番組と同一の内容を基本としつつ、例えば、i) 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii) 番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定することとし、その旨を放送法に定性的に規定することで、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきである。これに伴い、現在の理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。

第1次取りまとめにおいては、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置として、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する競争評価の仕組みを導入すべきとしており、テキスト情報等の具体的な範囲は、この競争評価の仕組みを経て決定されるべきである。その際、テキスト情報等のラジオ音声との親和性、災害時のラジオ情報の有用性等について考慮することが適当である。

¹¹ NHKは、東京（渋谷）の放送センター（首都圏局）を含め全国に54の放送局を有する。

¹² 地方向け放送番組の配信方法について、NHKは、「現在「8局」で実施している同時配信は、全国放送の番組を含め並行して配信している。同じ方式で同時配信を拡大すると、全く同じ番組を同じ時間帯で配信することにつながる。全国54の放送局で放送している番組を配信するには費用・体制にも留意した現実的な実施方法の検討が必要であり、また、その工夫の余地はあるのではないかと考えている。例えば、設備の共有化や、ローカル放送放送部分だけのストリームの提供などによってより効率的に実施することなど考えられるが、こういった設備・サービスにするかによって費用やユーザーの利便性に大きな違いが生じる。」（第16回会合参考資料1）と説明している。

¹³ 段階的な実施は、地上波テレビ放送の地方向け放送番組についても同様である。

エ) 財源と受信料制度

必須業務としてのインターネット活用業務に係る受信料については、第1次取りまとめにおいて、NHKの放送を受信することのできる受信設備を持たないが、スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者であれば、汎用的な通信端末をNHKの放送番組を視聴するための「受信設備」として「設置した」と評価することについて、国民・視聴者の理解を得られやすいものと考えられることから、このような「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して、受信料制度における公平負担の観点から、費用負担を求めることを基本とすべきとした。

現在、NHKの地上波ラジオ放送を受信することのできる受信設備のみを設置した者（放送波による受信者）は、受信契約締結義務の対象外とされている（放送法第64条第1項¹⁴）ことを踏まえ、地上波ラジオ放送の必須業務としてのインターネット活用業務に係る費用負担は、放送波による受信者との公平負担の観点から求めないことが適当である。

¹⁴ 放送法第64条第1項の規定は、次のとおり。

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備（次に掲げるものを除く。以下この項及び第三項第二号において「特定受信設備」という。）を設置した者は、同項の認可を受けた受信契約（協会の放送の受信についての契約をいう。以下この条及び第七十条第四項において同じ。）の条項（以下この項において「認可契約条項」という。）で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居（住居とみなされる場所として認可契約条項で定める場所を含む。）に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

一 放送の受信を目的としない受信設備

二 ラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

2～5 （略）

② 衛星放送

ア) サービスの現状

NHKは、平成元年6月より衛星放送2チャンネル（衛星第1テレビジョン、衛星第2テレビジョン）の本放送を開始し、現在、NHK BS、BSプレミアム4K、BS8Kの3波が放送されている¹⁵。インターネット活用業務としては、同時・見逃し配信は実施されておらず、理解増進情報として、ポータルサイト、番組ホームページ等を提供している。



図4 NHK衛星放送の概要

¹⁵ NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」に基づき、令和5年度末に、BS放送の右旋3波のうち、1波（旧BSプレミアム）を停波する予定。また、同停波に向け、令和5年12月1日に番組再編が行われており、旧BSプレミアムでは停波に関する周知等の放送が行われているため、放送チャンネル数から除外し、3波と記載している。

イ) 必須業務化の是非

「基本認識」で述べたとおり、衛星放送のインターネット活用業務についても、原則としては必須業務化することが適当である。しかしながら、NHKからは、衛星放送の放送番組の権利処理に係る困難性やコスト¹⁶等の課題が示されたところ、個別の特性や事情等を考慮し、実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当である。ただし、NHKは、関係者の意見を聴きつつ、衛星放送のインターネット活用業務の必須業務化に向け、その課題及び解決方策について検討し、ロードマップを策定すべきである。

なお、衛星放送の必須業務としてのインターネット活用業務の実施環境が整った場合には、「必須業務として配信すべき情報の範囲」、「放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置」及び「財源と受信料制度」は、地上波テレビ放送と同様とすることが適当である。

③ 国際放送

ア) サービスの現状

NHKは、国際放送として、外国人向け・在外邦人向けに放送している。外国人向けの国際放送としては、「NHK ワールド JAPAN」として、ラジオ（短波放送等、衛星放送）¹⁷及びテレビ（衛星放送）¹⁸により、報道、文化、情報、ドキュメンタリー、科学等の番組を放送している。また、在外邦人向けの国際放送としては、ラジオ（短波放送等）¹⁹及びテレビ（衛星放送）²⁰により、日本語で日本の情報等を放送している。

また、放送法第65条第1項の規定に基づき、総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項（邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る。）等を指定して国際放送を行うことを要請すること（以下「要請放送」という。）ができるとされ、その費用は、同法第67条第1項の規定に基づき、国が負担するものとされている。

¹⁶ 衛星放送のインターネット活用業務に係る課題について、NHKは、「「NHK BS」はプロスポーツや海外からの購入番組など、番組配信の権利が取得できない、あるいは費用対効果の観点等から取得しない番組が多く、インターネット配信を行う上では権利上の課題が多い。仮に取得が可能であっても相当高額な費用になることが想定される。」（第16回会合資料15-2）、「BS放送番組のネット配信に係る費用の具体的試算は現在のところ行っていないが、地上波テレビ放送の常時同時配信業務については、2023年度の予算では人件費、減価償却費等を含めてトータルで65億円程度を計上している（内訳は、業務費約31億円、設備費約21億円、減価償却費約4億円、その他約9億円）。なお、地上波テレビ放送における常時同時配信等業務を開始した2020年度の減価償却費は約6億円であった。BS放送番組の配信に係る費用を試算するにあたって、上記の地上波テレビ放送に要する金額から単純に類推することは出来ないが、地上波の配信と主要な支出項目は類似したものになることが考えられる。相違点としては、地方向け番組がない点、4K画質での配信についての検討が必要な点、そして会合でも申しあげたとおり権利の取得についての検討が必要な点などが挙げられる。いずれにせよ、相当規模の設備費・運用費がかかることが見込まれる。」（第16回会合参考資料1）と説明している。

¹⁷ 短波放送等によるラジオ放送は世界12の放送区域に向けて15言語で放送され、衛星放送によるラジオ放送は全世界に向けて17言語で放送されている。

¹⁸ 衛星放送によるテレビ放送は、日本や世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送されている。

¹⁹ 「NHK ワールド・ラジオ日本」として、在外邦人向けに、ラジオ第1放送の放送番組を基本に日本語で放送されている。

²⁰ 「NHK ワールド・プレミアム」として、ニュース・情報番組等の放送に加え、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組が日本語で放送されている。

インターネット活用業務としては、「NHK WORLD-JAPAN HP」や公式アプリ、外国のインターネット動画配信事業者を通じて同時配信を実施しているほか、理解増進情報として、国際放送番組を周知・広報し又は解説・補足する番組関連情報等を提供している。

NHK国際放送の概要

○ NHKは、**国際放送を必須業務**として実施(放送法第20条第1項第4号及び第5号)。
 ○ **ラジオ国際放送**は、**1935年**6月に放送開始。**テレビ国際放送**は、**1995年**4月に放送開始。

ラジオ国際放送

- 全世界に向けて、17言語(衛星)で放送
- ※ 八幡送信所(茨城県)から直接送信を行うとともに、海外の8か所の送信施設を利用して中継送信を実施
- 2023年度NHK予算額: 49億円(人件費、減価償却費を含めた額)

テレビ国際放送

「NHKワールド JAPAN」(外国人向け)

- 日本やアジア、世界の最新情報など多彩な番組を1日24時間世界に向けて英語で放送(※衛星やケーブルテレビを通じて約160か国・地域、約4.2億世帯で24時間視聴可能)
- 2023年度NHK予算額: 198億円(人件費、減価償却費を含めた額。NHKワールド・プレミアム分を含む)

要請放送：総務大臣は、NHKに対し、放送区域、放送事項その他必要な事項を指定して国際放送を行うことを要請することができる。例年4月1日要請。
 放送法の規定に基づき、**要請放送実施に要する費用は、国として予算計上。**(2023年度: テレビ:26.3億円、ラジオ:9.6億円)

(2023年3月末時点)

短波	① フランス中継局	FM	③ インドネシア中継局(ジャカルタ地)
	② ドイツ中継局		④ ヨルダン川西岸中継局(ラマラ地)
中波	⑤ リトアニア中継局		⑥ バングラデシュ中継局(ダッカ地)
	⑦ タジキスタン中継局		⑧ タンザニア中継局(ダルエスサラム地)

※ 日本語は「NHKワールド・ラジオ日本」として放送

(2023年3月末時点)

○ 直達2.5〜6メートルのアンテナで受信可能(主に事業者向け)
 ● 各地域の実情に即した受信方法で受信可能(主に一般家庭向け)

「NHKワールド・プレミアム」(邦人向け)

- 在留邦人向けの日本語放送
- NHKのニュース・情報番組に加え、娯楽番組、子供向け番組、スポーツ、文化・芸能などさまざまな番組を配信

図5 NHK国際放送の概要

NHK国際放送に係るインターネット活用業務 理解増進情報

○ 国際放送に係る理解増進情報としては、国際放送番組を周知・広報し、又は解説・補足する番組関連情報等を提供。

NHK WORLD-JAPAN HP※

※NHKワールドJAPAN公式アプリでも一部提供

< News >

Tsunami advisory issued for Japan's Izu Islands after M6.6 quake

Japan's Izu Islands are under a tsunami advisory after a magnitude 6.6 earthquake struck nearby in the Pacific Ocean.

Japan's Meteorological Agency says the quake occurred at around 11:00 a.m. on Thursday at a depth of 10 kilometers near Torishima Island in the Izu chain, which is part of Tokyo.

The agency issued the tsunami advisory at 11:06 a.m.

Tsunami waves of up to one meter were expected to hit the islands at 11:30 a.m.

People are advised to stay away from the seashore and river mouths. Some changes in tide levels were also expected along the Pacific coast of Japan's main islands.

< Links for Multilingual News & BOSAI Info >

< やさしい日本語 >

Fast track

KONNICHIWA HELLO

The Basic of Basics

Essential Japanese

...O KUDASAI CAN I HAVE...?

Shopping and Ordering

Essential Japanese

Characters

あ

Hiragana

Easy Japanese: Conversation lessons

ア

Katakana

Easy Japanese: Conversation lessons

図6 NHK国際放送に係るインターネット活用業務における理解増進情報

イ) 必須業務化の是非

国際放送は、我が国の情報の国際発信においてフラッグシップの役割を担い、我が国に対する正しい認識・理解・関心の醸成、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、在外邦人への情報提供といった重要な役割を担っている。視聴者の視聴スタイルの変化は世界的な潮流となっており、国際放送の視聴者へのリーチを高めるため、要請放送を含め、そのインターネット活用業務の意義は特に大きく、個別の特性や事情等を考慮しても、原則のとおり、当該業務を必須業務化することが適当である。

ウ) 必須業務として配信すべき情報の範囲及び放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置

「必須業務として配信すべき情報の範囲」及び「放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための担保措置」は、地上波テレビ放送と同様である。

すなわち、その一部について繰り返すと、必須業務として配信すべき情報の範囲は、地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一のもの（映像及び音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）とすべきである。このうち、放送番組と同一のもの（映像及び音声）については、ニーズや費用対効果を踏まえ、令和4年度末に終了した邦人向け短波放送「NHK ワールド・ラジオ日本」に係るインターネット活用業務等、一部を配信の対象外とすることはあり得るものである。また、テキスト情報等については、地上波テレビ放送と同様、放送法に定性的に規定することで、その外延を画定する方向で検討すべきである。その上で、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置として、テキスト情報等の具体的な範囲は、競争評価の仕組みを経て決定されるべきである。なお、その際、国際放送は、民間放送事業者等との競合領域ではなく、協調領域であることについて考慮することが適当である。

エ) 財源と受信料制度

国際放送は、国際放送を受信することのできる受信設備のみを設置した者（放送波による受信者）は受信契約締結義務の対象外となっている²¹ことを踏まえ、地上波ラジオ放送と同様、国際放送の必須業務としてのインターネット活用業務に係る費用負担は、放送波による受信者との公平負担の観点から求めないことが適当である。

²¹ 国際放送の経費は、受信契約締結義務の対象者が支払う受信料によって賄われている。この点、平成19年12月4日の衆議院総務委員会において、総務大臣は、「国際放送は、確かに、受信料を負担していない外国人を対象にする、そういう性格を持っておりますけれども、全体として見ますと、国際親善の増進ですとか、諸外国の我が国に対する向こうからの理解を促進するという一方で、まさに国民全体の利益に通ずるということからは、国民が負担している受信料をその中に充てるということについて、そうした考え方、取り扱いが適当だと思っています。」と答弁している。

(3) 地方向け放送番組に係る地域メディアとの公正競争の確保

地上波テレビ放送及び地上波ラジオ放送の地方向け放送番組について、必須業務として配信すべき情報の範囲は、放送番組と同一のもの（映像及び音声）及び放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）であるところ、放送番組と同一のもの（映像及び音声）については、前述のとおり、準備が整ったものから段階的に実施していくことが適当である。

他方、放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）については、第1次取りまとめにおいて、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置として、まず、情報の提供主体である NHK が原案を策定し、その評価・検証を、NHK 以外の第三者機関が、NHK が必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、国民・視聴者、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する競争評価の仕組みを導入すべきとしている。

この競争評価の仕組みにおいて、地上波テレビ放送及び地上波ラジオ放送の地方向け放送番組に係るテキスト情報等の範囲を決定するに当たっては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性や地方向け放送番組の同時・見逃し（聞き逃し）配信が一部に限られている現状を踏まえ、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することが適当である。

(4) インターネット活用業務に係る民間放送事業者等への知見の共有

第1次取りまとめにおいて、NHK は、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと提言した。

デジタル時代においてインターネットへの対応は放送全体としてもはや必須とも言うべきものであり、NHK は、インターネット活用業務が必須業務化された場合、その実施において得られた技術面や運用面での知見を民間放送事業者等に可能な限り共有していくべきである²²。

²² 株式会社 J-WAVE は、第 16 回会合（令和 5 年 12 月 5 日開催）でのヒアリングにおいて、NHK の地上波ラジオ放送のインターネット活用業務の必須業務化に関して、「原則として賛成である」とした上で、「NHK の技術的な知識や経験に期待する。研究開発の予算と人材が、必須業務化によりインターネット配信の分野にも投入され、視聴データ解析等を含む様々な知見が、民放ラジオ局にも共有されることに期待する。」としている。なお、現行の放送法第 20 条第 15 項においては、任意業務であるインターネット活用業務について、「他の放送事業者が実施する当該業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」と規定されている。

3. NHK のガバナンスの在り方

(1) ガバナンスの重要性

NHK は、放送事業者としての放送番組の編集等に関する自主性・自律性を確保しつつ、国民・視聴者の受信料によって運営されている公共放送として、適切なガバナンスの下、効率的・効果的な業務運営を行うことによって、国民・視聴者の信頼を得ることが何より重要である。

NHK は、ガバナンス確保の取組みとして、例えば、インターネット活用業務の設備調達に係る稟議事案を受け、監査委員会が全ての稟議書を査閲する等の再発防止策を講ずるほか、「会長、副会長および理事の服務に関する準則」に役員処分の規定を盛り込むこととしている。公共放送ワーキンググループにおいては、こうした NHK における現状の取組みに加えて、更にガバナンスの実効性を確保していくためには何が必要かについて検討を行った。

(2) ガバナンスの現状

NHK には、最高意思決定機関として、国会の同意を得て内閣総理大臣が任命した委員によって構成される経営委員会が置かれ、経営に係る重要事項の議決、役員職務執行の監督等を行っているほか、経営委員会の委員により構成される監査委員会が置かれ、役員職務執行の監査を行っており、この2つの委員会が NHK におけるガバナンスの中核を担っている。

NHK におけるガバナンスの仕組みは、これまでの累次に渡る放送法等の改正により拡充されてきた。例えば、放送法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 136 号）では、監督機能の強化として、執行部に対する監督権限の明記、経営の基本方針やコンプライアンス体制の決定の議決事項への追加等のほか、監査部門の強化として、監査委員会による監査制度の導入や一部委員の常勤化等が措置された。また、放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第 23 号）では、コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備等が措置され、令和元年 9 月には、NHK 子会社等²³の事業運営の効率性・適正性・透明性確保を目的として、「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」（以下「子会社等ガイドライン」という。）が策定された。

²³ 「子会社等」とは、子会社（放送法第 21 条第 1 項）、関連会社（放送法施行規則第 30 条第 1 項第 11 号イ）及び関連公益法人等（同号ロ）をいう。

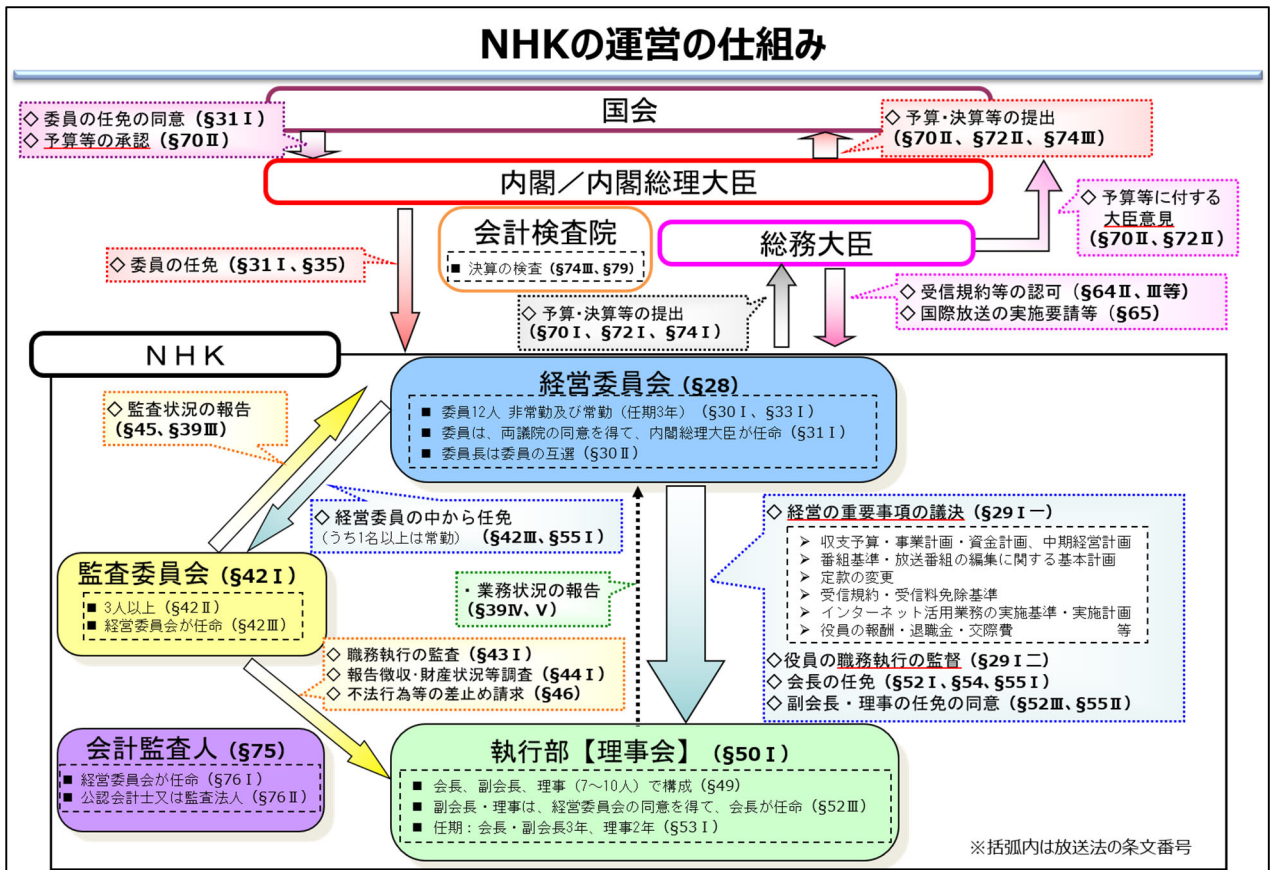


図7 NHKの運営の仕組み

NHKガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改正（概要）

<p>昭和34年3月 放送法の一部を改正する法律（昭和34年法律第30号）の公布 → 経営委員会構成員から会長の除外、経営委員の増員（8人から12人）等の規定の整備</p>
<p>昭和57年6月 放送法の一部を改正する法律（昭和57年法律第60号）の公布 → NHKの業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に対する出資を可能とする規定等の整備</p>
<p>昭和63年5月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（昭和63年法律第29号）の公布 → NHKの理事・監事の任期を3年から2年への見直し、業務報告書・財務諸表への監事意見添付等の規定の整備</p>
<p>平成元年6月 放送法及び電波法の一部を改正する法律（平成元年法律第55号）の公布 → NHKの業務の委託に関する規定や監事の子会社に対する営業の報告に係る調査権限の規定等の整備</p>
<p>平成18年6月 通信・放送の在り方に関する政府与党合意 → NHKのガバナンス強化に向けた経営委員会の改革案を提示</p>
<p>平成19年12月 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）の公布 → NHKのガバナンスを強化するため、経営委員会について、監督権限の明確化、一部委員の常勤化、議決事項の見直し等を行うとともに、監査委員会の設置、外部監査の導入等を措置</p>
<p>平成28年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ → NHKの業務・受信料・経営の在り方の一体的な改革の必要性について提言</p>
<p>平成30年9月 「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ → NHKのガバナンス改革として、コンプライアンスの確保、情報公開による透明性の確保、適切な評価・レビュー等の確保を提言</p>
<p>令和元年6月 放送法の一部を改正する法律（令和元年法律第23号）の公布 → NHKグループの内部統制等コンプライアンスの確保に係る制度の充実、透明性の確保のための情報公開に係る制度の整備、及び中期経営計画の策定・公表に関する制度の整備</p>
<p>令和元年9月 「日本放送協会の子会社等の事業運営の在り方に関するガイドライン」の策定 → NHK子会社等の事業運営の効率性・適正性・透明性確保のため、放送法関連規定の解釈等を提示</p>
<p>令和3年1月 「公共放送の在り方に関する検討分科会」とりまとめ → 中間持株会社制の導入等について提言</p>
<p>令和4年6月 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）の公布 → NHKの中間持株会社へ出資に関する制度等の整備</p>

図8 NHK ガバナンス強化に関するこれまでの主な制度改正（概要）

(3) ガバナンスの実効性確保のための取組み

① 経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化

経営委員会及び監査委員会が有する監督・監査機能を十分に発揮するためには、各委員の責任と権限を明確化した上で、執行部と適切な関係性を保ちつつ連携を図っていくことが重要となる。このため、執行部との適時かつ十分な情報共有を行いつつ、執行部における業務フローと有機的に連携して監督・監査に取り組んでいくことが重要である。この業務フローとの連携については、例えば、収支予算等の経営委員会での議決事項について、可能な限り早期に経営委員会に諮るといった具体的な進め方の工夫も必要となってくる。

また、不祥事等の事案が発生した場合には、迅速に原因を究明し、効果的な再発防止策を講じていくため、経営委員会・監査委員会は、適切な役割分担²⁴の下、能動的に建議・調査していくことが重要である²⁵。

加えて、経営委員会・監査委員会がこれらの取組みを有効に進めていくための体制整備としての事務局機能²⁶の強化や、アカウンタビリティの確保としての経営委員会議事録²⁷の充実化を図ることも重要である。

② インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方

インターネット活用業務の必須業務化については、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持するための措置として、まず、情報の提供主体である NHK が、テキスト情報等の具体的な範囲についての原案を策定し、その評価・検証を NHK 以外の第三者機関が実施する競争評価の仕組みを導入すべきとしている。

必須業務としてのインターネット活用業務は、NHK にとって新たな業務となる。経営委員会は、その点を十分に認識し、公正競争の観点を含めその適正性を確保するという重い責務の下、競争評価の仕組みにおいて NHK が原案を策定するに当たり、組織として最終的な決定を行うことが求められる²⁸。また、経営委員会及び監査委員会は、インターネット活用業務の実施状況について報告を受け、当該業務が適正に実施されているかについて監督・監査を行うことも求められる。

²⁴ 監査委員は、経営委員会の委員の中から任命されるが、その職務は役員の職務執行の監査であって、経営委員の職務とは別であることに留意。

²⁵ 経営委員会の職務権限として、放送法第 29 条において、「協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備」の議決（同条第 1 項第 1 号ハ）、「役員の職務の執行の監督」（同項第 2 号）が規定されている。また、監査委員会による調査権限については、放送法第 44 条において、「監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」（同条第 1 項）、「監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。」（同条第 2 項）と規定されている。

²⁶ 経営委員会の事務局体制は、「協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備」のひとつとして、経営委員会の議決事項と規定されている（放送法第 29 条第 1 項第 1 号ハ（7））。監査委員会の事務局体制は、「監査委員会の職務を補助すべき職員及び専門的知識を有する者その他の者に関する事項」として、経営委員会の議決事項と規定されている（放送法第 29 条第 1 項第 1 号ロ・放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）第 17 条第 1 号）。なお、現状、経営委員会事務局は 9 人、監査委員会事務局は 6 人である。

²⁷ 経営委員会議事録については、放送法第 41 条において、「委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。」と規定されており、経営委員会議事運営規則第 5 条において、記載事項（日時、場所、出席者氏名、議題、議事経過、議決の内容等）等が規定されている。

²⁸ なお、原案の策定に当たり、経営委員は、放送法第 32 条第 2 項において、「委員は、個別の放送番組の編集について、第三條の規定（注：放送番組編集の自由）に抵触する行為をしてはならない。」と規定されていることに留意する必要がある。

③ NHKの子会社等に関するガバナンス

NHKの子会社等に関するガバナンスについては、NHKグループの業務の効率化のために創設された関連事業持株会社²⁹を適切に活用していくほか、子会社等ガイドラインを遵守することが求められる。また、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持する観点からは、子会社等を含めたNHK全体として、その知見を民間放送事業者等の関係者に共有していくことも重要である。

NHK子会社等の事業活動については、第1次取りまとめにおいて、「地域におけるイベントの受注など、NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる。」としていた。公共放送ワーキンググループにおけるヒアリングでは、テレビ番組の音声をポッドキャスト事業者に提供する事例、デジタルサイネージに記事を配信する事例等を挙げつつ、公正な競争への配慮を求める意見があった³⁰。こうした意見を踏まえ、より具体的な事例の把握に努めつつ、NHKにおいては適切なグループ経営のための監督・監査を実施するとともに、公共放送の子会社等であることを踏まえて事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証し、必要に応じて、総務省において子会社等ガイドラインの改正を検討することが適当である。

(4) NHKへの期待

公共放送ワーキンググループにおいては、以上のガバナンスの実効性確保のための取組みについて検討を行い、その検討の場に陪席いただいた経営委員会及び監査委員会の委員からは、その検討結果を真摯に受け止め、国民の負託を受けた委員としての自覚と責任を持ち、ガバナンスの一層の向上に努めていくとの意思が表明されたところである。NHKには、本第2次取りまとめの提言を踏まえ、「NHK経営計画2024-2026年度」に示された「経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体」³¹の具体化を含め、ガバナンスの実効性確保のための実施方針（年間スケジュールの策定を含む。）の見直し・公表³²及びガバナンスに関する取組状況の公表³³を期待したい。

²⁹ 関連事業持株会社として、令和4年12月1日に「株式会社NHKメディアホールディングス」が設立されている。

³⁰ 第16回会合（令和5年12月5日開催）における一般社団法人日本民間放送連盟提出資料（資料16-2）及び一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会提出資料（資料16-3）を参照。

³¹ 「NHK経営計画2024-2026年度」には、「経営マネジメント～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～」として、「内部統制機能の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る」、「協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置」、「経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取り組みを強化」等と記載されている。このうち、「定期的な会議体」のイメージについて、経営委員会は、「1つは執行部からの情報提供の質と量の一層の改善というのを掲げているので、その状況を確認する会議体ということ。具体的な内容については、これから検討することになるが、一例を挙げると、内部統制の運用状況の確認、経営委員の課題意識に基づく内容の議論、情報提供の状況の確認等が、候補になるのではないかと考えている。」（第16回会合参考資料1）と説明している。

³² 放送法第29条第1項第1号の規定に基づき、「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」（同号ロ）及び「協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備」（同号ハ）が経営委員会の議決事項とされており、また、放送法第84条の2第1項及び放送法施行規則第55条の2第2項第2号ルの規定に基づき、それらについての議決内容及び当該議決に基づく定めが「内部統制関係議決」として公表されている。

³³ 放送法第84条の2第1項及び放送法施行規則第55条の2第2項第2号ルの規定に基づき、「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」（放送法第29条第1項第1号ロ）及び「協会の業務並びに協会及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして次に掲げる体制の整備」（同号ハ）の運用状況が「内部統制に関する体制等及びその運用状況」として公表されている（同内容は「業務報告書」の一部としても公表されている）。

4. 国際放送の在り方

国際放送の在り方については、今後引き続き検討していくこととしているが、以下では現時点までに検討した方向性について述べる。

(1) 国際放送に関する基本認識

国際放送に関する基本認識として、我が国の情報の国際発信におけるフラッグシップの役割を担うものであり、国際的ニュースの報道において我が国やアジアの視点で情報発信する等、信頼できる情報発信主体としての取組みを進めるとともに、我が国コンテンツ産業の発展のため、海外との競争を意識しつつ、NHK と民間放送事業者とが協調して取り組んでいくことが重要である。

(2) コスト負担の軽減

衛星放送、短波放送、ケーブルテレビ、インターネット配信等の様々な手段を適切に組み合わせ、視聴者へのリーチの確保とコスト負担の軽減を両立させていくことが重要である。

(3) 財源の在り方

国際放送の実施に必要な財源は、国民全体の利益に資するものであるという考え方の下、基本的に受信料によって賄われている。ただし、国際放送のうち株式会社日本国際放送³⁴の独自放送枠については、NHK の放送枠³⁵とは異なり、一部に広告料収入が充てられている。

国際放送は、二元体制の下で発展してきた国内放送とは異なる状況にあり、NHK の事業規模の縮小が見込まれる中でも、引き続き重要な役割を担う必要があることから、NHK の放送枠についても、民間放送事業者も含めたプラットフォームとしての事業に充てるものとして、広告収入を得ていくことについて検討すべきである。ただし、国際放送として具体的にどのような放送番組が広告料収入を得るべきものとして相応しいかといった詳細なスキーム等については、民間放送事業者等の関係者の意見を聴きつつ検討が必要である。

また、国が負担する要請放送に要する費用については、交付金として NHK に交付され、受信料財源と一体的に放送番組の制作・放送等に使用されている。国の予算の使途の透明性確保等の観点から、例えば、放送枠を国が購入して放送番組の単位で区別することも考えられるが、要請放送の実施に当たっては NHK の放送番組の編集の自由への配慮義務が放送法に規定されている³⁶ことを踏まえるほか、放送番組の企画・制作を放送事業者ではない国が担うことは困難と考えられること、要請放送の放送事項と NHK の国際放送の内容は密接に関連している部分が多く、ひとつの放送番組として一体的に表現する現在の構成の方がより高い効果が見込まれること等から、こうした現在の放送番組の構成は維持することを前提とした上で、要請放送の交付金の使途の透明性確保に向けてどのような方法が考えられるか総務省及び NHK において検討すべきである。

³⁴ 平成 20 年 4 月設立。出資金は、3.9 億円（NHK2.0 億円（51.28%）、NHK 以外の者 1.9 億円（48.72%））。

³⁵ 放送法第 83 条の規定により、NHK による広告放送は禁止されている。

³⁶ 放送法第 65 条第 2 項において、「総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない。」と規定されている。

【公共放送ワーキンググループにおける構成員の主な意見（国際放送の在り方関係）】

- NHK は国内事業者と競合しない国際放送を積極的に実施いただき、特に国際に関して日本を代表するプレーヤーとして頑張っていたいただきたいという期待がある。（第4回会合・内山構成員）
- NHK では、放送においては国際的に共同番組制作が行われているが、今後、ネットにおいても同分野での展開が必要であり、NHK への期待が高い。（第5回会合・内山構成員）
- 将来的な財源の確保を考えた際に、例えば英国型の国際放送に向けての広告収入を得るといふのは、いずれ選択肢の一つとして再検討する余地が出てくるのではないかと考えている。（第7回会合・大谷構成員）
- NHK の事業運営収入というよりも、民放も含めたプラットフォームとしての事業の中に充てるものとしての広告を取得していくことが重要ではないか。（第14回会合・落合構成員）
- プラットフォームを構築する場合には、その原資には受信料ではなくて広告収入も一部入るといふ整理をすることも考えるべきではないか。そこにできた市場に、民放あるいは他のメディアが参入していくということもあり得る。（第14回会合・宍戸構成員）
- 国際については、放送と配信の制度的な区別をせず、包括して必須業務とする制度化ができないだろうか。海外では既に放送と配信の相対化が進んでいるので、NHK において国際放送の目的を達成するために最適な放送、配信方法を選択し、総体として広く視聴される状況をつくり出すことを重視すべきではないか。（第15回会合・曾我部構成員）
- 国際放送がどれぐらいに本当にリーチしているのか、認知されているのかということのある程度、情報として出してもらった上で議論していくべき。定量的には厳しいけれども、定性的にはポテンシャルがある領域もあるのだから、そういったところを中心として話を進めていくという流れが必要なのではないか。（第15回会合・瀧構成員）
- 国際放送は、基本的だが重要なこととして、国際的ニュースの報道等、信頼できる情報発信主体としての取組みを進めることが求められる。「参考資料1」のNHK 回答にも、「NHK 国際放送では、公平・公正で信頼される情報を日本・アジアの視点を交えて発信することや、多彩な番組を通して日本への理解促進に努める」とあるが、世界の出来事に関して日本あるいはアジアの視点で情報発信していくことは重要。一方で、国際業務の場合には、国内の民間放送事業者と公共放送事業者との競争上の緊張関係は限定的になると思われ、合理性が極めて高い。具体的な番組のイメージとして、イギリス「BBC NEWS」の取組はひとつ参考になる。（第16回会合・落合構成員）
- 民放では国や自治体が放送枠を購入して広報番組を流すというような事例もあるが、NHK は国営放送ではなく公共放送という位置付けであるし、放送法には要請放送に当たって「NHK の放送番組の編集の自由に配慮しなければならない」という規定もあるため、放送枠で分けるといった形ではなく、ひとつの同じ番組の中に要請された要素を盛り込んでいくという現在の形を前提として考えることが適当。こうすることで、NHK の国際放送の一つの番組として同じ編成方針で制作されることになり、視聴者に対する効果という意味でも望ましいと思う。要請放送の交付金の使途の透明性確保に向けては、こうした前提の下で具体的にどういった方法が考えられるのか、NHK と総務省で検討してほしい。（第17回会合・落合構成員）

5. 今後の進め方

公共放送ワーキンググループにおいては、令和5年10月18日の第1次取りまとめの公表以降も引き続き、NHKのインターネット活用業務の在り方、NHKのガバナンスの在り方及び国際放送の在り方について検討を重ねてきた。

NHKのインターネット活用業務の在り方については、地上波ラジオ放送及び国際放送については地上波テレビ放送と同様、そのインターネット活用業務を必須業務化することが適当であるとした。他方、衛星放送のインターネット活用業務については、放送番組の権利処理に係る困難性やコスト等の課題を踏まえ、実施環境が整うまでの当面の間は、必須業務化を見送ることが適当であるとした。

また、NHKのガバナンスについては、経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化のほか、インターネット活用業務の必須業務化を見据えたガバナンスの在り方等について、実効性を確保するための取組みについて提言した。

総務省においては、第1次取りまとめ及び本第2次取りまとめの内容を踏まえ、NHKのインターネット活用業務の必須業務化に向けて法制化に取り組むとともに、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」³⁷において、競争評価の枠組みや必須業務として配信すべき具体的な情報の範囲等について関係者の意見を聴きながら検討を進めていくべきである。

情報空間がインターネットへと広がり、国民・視聴者の多くがインターネットを主な情報入手手段として利用しつつあるデジタル時代において、何より重要な政策的視点は、フェイクニュースへの対応も含め、情報空間全体のインフォメーション・ヘルスをいかに確保していくかという視点である。この点、公共放送ワーキンググループで検討してきたNHKのインターネット活用業務の在り方はそのための重要な要素と考えるが、あくまでひとつの要素である。情報空間全体のインフォメーション・ヘルスの確保に向け、NHKのみならず、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者が連携・協力して不断の検討を行い、取組みを進めていくことを切に期待する。

また、本年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、災害時における放送の役割の重要性が再認識されたところであり、NHKを含む放送事業者は、重要な公共インフラを提供する者としての使命に基づき、災害対応に取り組むことが求められる点も併せて指摘しておきたい。特に、災害時には平時以上にフェイクニュースの流通が懸念される中、放送に加えてインターネットも活用し、取材や編集に基づく信頼性の高い情報発信を行うことが期待される。

なお、公共放送ワーキンググループは、今後も引き続き、国際放送の在り方、NHK子会社等の事業活動の適正性等について検討を継続していくこととする。

³⁷ 第1次取りまとめにおいて、「今後、法制化に向けて、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきである。」としていたもの。令和5年11月20日から開催されている。

参考資料集

目次

参考1	開催要綱	参考-3
参考2	開催状況	参考-7
参考3	ヒアリング資料等（第14回会合以降）	参考-12
	（1）日本放送協会（資料15-2）	参考-13
	（2）一般社団法人日本民間放送連盟（資料16-2）	参考-40
	（3）一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会（資料16-3）	参考-45
	（4）株式会社J-WAVE（資料16-4）	参考-48
	（5）第15回会合における日本放送協会ヒアリングでの構成員の質問 への回答（第16回会合参考資料1）	参考-53

参考 1 開催要綱

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会 「公共放送ワーキンググループ」開催要綱

1 背景・目的

本ワーキンググループは、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の下で開催される会合として、検討会取りまとめの第4章「放送コンテンツのインターネット配信の在り方」を踏まえ、インターネットを含めて情報空間が放送以外にも広がる中において、信頼性の高い情報発信などの放送コンテンツの価値を情報空間全体に浸透させる観点から、NHKのインターネット配信の在り方等について検討することを目的とする。

2 名称

本ワーキンググループは「公共放送ワーキンググループ」と称する。

3 検討項目

- (1) インターネット時代における公共放送が担うべき役割
- (2) NHKのインターネット活用業務の在り方
- (3) NHKのインターネット活用業務に関する民間放送事業者との協力の在り方
- (4) NHKのインターネット活用業務の財源と受信料制度
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本ワーキンググループの主査は、検討会座長が指名する。本ワーキンググループの構成員は、主査が指名する。
- (2) 主査は、本ワーキンググループを招集し、主宰する。
- (3) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (4) 主査代理は主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本ワーキンググループを招集する。
- (5) 主査は、必要に応じ、必要と認める者を構成員又はオブザーバとして追加することができる。
- (6) 主査は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (7) その他、本ワーキンググループの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本ワーキンググループの会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本ワーキンググループの会議で使用した資料及び議事要旨については、原則として公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主査が必要と認める場合につ

いては、非公開とする。

6 その他

本ワーキンググループの庶務は、情報流通行政局放送政策課が行い、必要に応じて関係課と連携して行うものとする。

「公共放送ワーキンググループ」構成員名簿

(敬称略・主査及び主査代理を除き五十音順)

<構成員>

(主査)	みともひとし 三友仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
(主査代理)	やまもとりゅうじ 山本隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	うちやま たかし 内山隆	青山学院大学総合文化政策学部 教授
	おおたに かずこ 大谷和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
	おちあい たかふみ 落合孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策 研究所所長・シニアパートナー弁護士
	ししと じょうじ 宍戸常寿	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	そがべ まさひろ 曾我部真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
	たきとし お 瀧俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員CoPA Fintech研究所長
	なが た み き 長田三紀	情報通信消費者ネットワーク
	はやし しゅう や 林秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授

<オブザーバ>

日本放送協会
一般社団法人日本民間放送連盟

参考 2 開催状況

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会
「公共放送ワーキンググループ」
開催状況

○第1回（令和4年9月21日（水）17:00～）

- (1) 開催要綱の確認等
- (2) 公共放送ワーキンググループについて
- (3) 公共放送の現状について
- (4) 公共放送ワーキンググループの論点(案)
- (5) 意見交換

○第2回（令和4年10月17日（月）13:00～）

- (1) 曾我部構成員プレゼンテーション
- (2) 内山構成員プレゼンテーション
- (3) 「公共放送に関するWEBアンケート調査」の結果について
- (4) 質疑応答・意見交換

○第3回（令和4年11月24日（木）15:00～）

- (1) ヒアリング①
 - ・日本放送協会
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング②
 - ・（一社）日本民間放送連盟
 - ・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
- (4) 質疑応答②
- (5) 諸外国の公共放送に関する制度について（※第4回会合に持ち越し）
- (6) 質疑応答③・意見交換

○第4回（令和4年12月22日（木）16:00～）

- (1) 諸外国の公共放送に関する制度について
- (2) 質疑応答①
- (3) 前回会合における質問事項への回答
- (4) 質疑応答②・意見交換
- (5) これまでの議論の整理について
- (6) 質疑応答③・意見交換

○第5回（令和5年2月24日（金）16:00～）

- (1) インターネット時代における公共放送の役割に関する論点と考え方（事務局）
- (2) 意見交換①
- (3) インターネット時代における公共放送の業務に関する論点と考え方（事務局）
- (4) 意見交換②

○第6回（令和5年3月15日（水）16:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り
- (2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
- (3) 意見交換
- (4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

○第7回（令和5年4月27日（木）13:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り
- (2) インターネット活用業務の財源と受信料制度に関する論点
- (3) 意見交換
- (4) NHKインターネット活用業務の検討に対する民放連の見解と質問の提出について

○第8回（令和5年5月26日（金）15:00～）

- (1) 前回の議論の振り返り等
- (2) ヒアリング
 - ・日本放送協会
- (3) 質疑応答・意見交換

○第9回（令和5年6月7日（水）10:00～）

- (1) 日本放送協会からの説明
- (2) 質疑応答①
- (3) ヒアリング
 - ・（一社）日本民間放送連盟
 - ・（一社）日本新聞協会メディア開発委員会
- (4) 質疑応答②・意見交換

○第10回（令和5年6月30日（金）15:00～）

- (1) 日本放送協会からの説明
- (2) （一社）日本民間放送連盟及び（一社）日本新聞協会メディア開発委員会の質問への回答
- (3) 質疑応答・意見交換

- 第11回（令和5年7月24日（月）10:00～）
 - (1) これまでの主な検討項目について（事務局）
 - (2) 質疑応答・意見交換

- 第12回（令和5年8月10日（木）16:00～）
 - (1) これまでの主な検討項目について（事務局）
 - (2) 質疑応答・意見交換

- 第13回（令和5年8月29日（火）15:00～）
 - (1) 公共放送ワーキンググループ取りまとめ案について
 - (2) 意見交換

- 令和5年9月7日（木）から9月28日（木）まで
 - ・「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」の意見募集

- 令和5年10月18日（水）
 - ・「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」の公表

- 第14回（令和5年10月19日（木）16:00～）
 - (1) これまでの検討結果と今後の検討項目について
 - (2) 今後の検討項目に係る現状について
 - (3) 意見交換

- 第15回（令和5年11月9日（木）16:00～）
 - (1) 今後の検討項目について
 - (2) NHKヒアリング
 - (3) 意見交換

- 第16回（令和5年12月5日（火）10:00～）
 - (1) これまでの主な議論
 - (2) ヒアリング
 - ①一般社団法人日本民間放送連盟
 - ②一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会
 - ③株式会社J-WAVE
 - (3) 意見交換

○第17回（令和5年12月26日（火）10:00～）

- （1）NHKのガバナンスに関する制度の現状と論点について
- （2）NHKヒアリング
- （3）意見交換

○第18回（令和6年1月26日（金）10:00～）

- （1）第2次取りまとめ案について
- （2）意見交換

参考3 ヒアリング資料等
(第14回会合以降)

公共放送ワーキンググループ (第15回) 説明資料

2023/11/9

NHK

目次

NHK

1. はじめに
2. NHKのガバナンス改革
3. インターネット活用業務（ラジオ・衛星・国際）
 - ① 地上波ラジオ放送について
 - ② 衛星放送について
 - ③ 国際放送について
4. おわりに

1. はじめに

公共放送WG取りまとめ

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要①

2

- (1) 公共放送ワーキンググループ(WG)では、昨年9月以降、NHKのインターネット活用業務の在り方等について検討。
- (2) 本年8月29日の第13回公共放送WGにおいて取りまとめ案を了承。混会への報告(8月31日)、パブリックコメント(9月7日～28日)を経て、10月18日に取りまとめを公表。

1. NHKの役割

- ① 放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献
- ② 放送の二元体制の枠組みの下で、放送という手段に加え、インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供

2. インターネット活用業務の在り方

(1) 必須業務化の是非と範囲
 必須業務化は、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することができる環境にある者に該当するとして相応の費用負担を求め、継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国において提供することを意味する。1. のNHKの役割を踏まえ、少なくとも地上波テレビ放送を必須業務とすべき。

(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲

- ① 放送の二元体制を含むメディアの多元性が損なわれないよう、その範囲は限定的に画定されるべき。(現在の理解増進情報は廃止)
- ② 制度化に当たっては、放送番組と同一の内容を基本としつつ、
 - i. 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、
 - ii. 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補充する情報等に限定することとし、その旨放送法に定性的に規定すべき。

(3) メディアの多元性を維持するための担保措置

- ① 担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、
- ② その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電波監理審議会等)が、業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべき。

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要②

3

3. インターネット活用業務の財源と受信料制度

- ① スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」(放送法第64条第1項)と同等とは評価しない。「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して費用負担を求めることを基本とすべき。
- ② 例えば、スマートフォンについて、まず、その取得・保有のみで費用負担を求めるべきでない。
 - i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用・利用約款への同意などの行為も含めて解釈していくことが必要との指摘も踏まえ、今後、総務省において明確化を図っていくべき。
- ③ NHKと締結する契約を個人単位とするのか等受信契約の単位に関する課題についても引き続き検討すべき。
- ④ 必須業務化に伴う費用負担は、NHKの放送番組のインターネットでの視聴を無料から有料にするものではなく、NHKの放送番組をインターネットで視聴できる機会を、テレビなどの受信設備を持たない者に対して新たに広げ、それに伴って、テレビなどの受信設備を持っている者との公平負担の観点から相応の費用負担を求めるもの。

4. 今後の進め方

- 総務省においては、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下についても検討を行うべき。

(1) 地上波テレビ以外の放送番組

- 衛星放送、国際放送、ラジオ放送に関しては、今後、本WGにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得る。

(2) 具体的な範囲・提供条件

- 総務省において、関係者が参加する場を設け、NHKが原案の検討に着手することを促す。

(3) その他

- ① NHKのガバナンスについて、NHKは、設備調達に係る事業の再発防止策を着実に実行すべき。
- ② NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか不断に検証していく。

出典:公共放送ワーキンググループ資料14-1(事務局資料)

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと^(放送法)
今、日本の公共放送(メディア)NHKに何が求められているのか

◇ 災害時

- ・ 自然災害の激甚化が進み、デジタル化の負の側面でもある、社会の混乱を招くフェイクニュースが蔓延
- ➔ ひとりでも多くの命を救うため、緊急時の報道をさらに充実させる。フェイクニュースの駆逐も欠かせない。

◇ 平時

- ・ ロシアによるウクライナ侵攻は、「世界の健全な民主主義の発達に資する」という使命を、世界的視野で再認識させるもの
- ➔ 情報空間の健全性を確保することで平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与する。

基軸は

- ・ 信頼できる基本的な情報を提供すること = 「情報空間の参照点」を提供すること
- ・ 民主主義の基盤である多角的な視点 = 「信頼できる多元性確保」へ貢献すること

5

今、目指すべきコンテンツの6つの柱
それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

① デジタルと放送が連携して 災害時になくてはならない命綱に

② “フェイク”の時代だからこそ 顔の見える信頼のジャーナリズム

③ 民主主義の一翼を担い 平和で持続可能な世界の構築に貢献

④ 世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ

⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする教養・エンターテインメント

⑥ 幅広いジャンルと地域情報で多様性・多元性の実現

6

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

○「信頼」をつくり出す現場マネジメント

◇高い専門性に基づく現場力の強化

- ・一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、専門性を伸長する人事ポリシーの徹底（「人事制度改革」の「検証と発展」）
- ・ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する
- ・専門性を発揮できる“内制力”を保持し、情報空間全体に「信頼」できる情報を提供することを支える
- ・今日的な観点から基本に立ち戻った育成等の徹底
- ・高い水準の専門性を維持・強化できる仕組みの構築 等

○経営マネジメント

～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

◇全体方針 ～グループ全体を通じて～

- ・経営の意思決定プロセスを明確化し、透明性向上を図る
- ・ルール順守を徹底する組織風土の定着
- ・多様な理念、目標を多面的に提示し、PDCAを回していく

◇経営委員会・監査委員会によるガバナンス

- ・内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- ・協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置

7

2. NHKのガバナンスについて

8

「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ

○「信頼」をつくり出す現場マネジメント

◇高い専門性に基づく現場力の強化

- 一人ひとりをプロフェッショナルとして尊重し、専門性を伸長する人事ポリシーの徹底（「人事制度改革」の「検証と発展」）
- ダイバーシティ確保も含め、多様な価値を生み出せる人材を育成する
- 専門性を発揮できる“内制力”を保持し、情報空間全体に「信頼」できる情報を提供することを支える
- 今日的な観点から基本に立ち戻った育成等の徹底
- 高い水準の専門性を維持・強化できる仕組みの構築 等

○経営マネジメント

～説明可能・アカウンタブルな経営の徹底～

◇全体方針 ～グループ全体を通じて～

- 経営の意思決定プロセスを明確化し、透明性向上を図る
- ルール順守を徹底する組織風土の定着
- 多様な理念、目標を多面的に提示し、PDCAを回していく

◇経営委員会・監査委員会によるガバナンス

- 内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る
- 協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに「ガバナンス」の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置

9

稟議事案に関する再発防止策について

～事案が起きた要因と具体施策検討の論点～

- ✓ 協会の予算制度の特性（予算策定時の用途の完全明確化に限界がある）に即したチェック体制の不在
 - 潜在的なリスク精査に対応可能なチェック体制の不在
 - 予算成立後の執行段階でのリスク管理に対応しきれない付議基準・プロセス
- ✓ 放送法による制約と意思決定プロセスの重要性に係る知識・理解不足
 - 放送法による制約についての知識・理解が不足
 - 意思決定に関わる責任の重さについての知識・理解が不足
- ✓ 個々の裁量・クリエイティビティの発揮と、組織として必要な統制の両立の難しさ
 - 個々の裁量・クリエイティビティを重視する中で、職員に対して統制面も両立することの働きかけ不足
 - 業務範囲の拡大に伴い求められる統制が変わる中、マネジメント等関係主体の役割・責任が不明確

10

稟議事案に関する再発防止策について

～再発防止に向けた改善方針・具体施策～

- A) 経営の意思決定におけるチェック体制の整備・強化
 - 1. 理事会、稟議等の議案・案件を一元的に管理・チェックする体制の整備
各部局からの議案・案件を一元管理し、内容識別を行うことで案件の付議漏れを防止
 - 2. 多面的な観点からのチェック体制の整備
理事会、稟議のプロセスにおいて、法令担当部局等の牽制機能を明確に設置
 - 3. 議案・案件のリスクの軽重に応じた審議プロセスの設定
適法性確保の観点に着目した議案・案件のリスクを測る判断基準を策定し、基準に応じた審議プロセスを設定
 - 4. 上記1～3を踏まえた意思決定の指針・規程等の整備および見直し(理事会運営規程、稟議規程等)
 - 5. 意思決定プロセスの透明化の推進
- B) 公共放送に働く役職員の役割・責任に関する人材教育の強化
 - 1. 役員・部局長：経営の意思決定／権限範囲に関する実践的なリテラシー教育の実施
 - 2. 全役職員：放送法に規定されたルールへの順守についてのリテラシー教育の徹底
- C) クリエイティビティ発揮とルール順守を両立する意識・風土の醸成
 - 1. NHKの使命や役職員の行動指針といった価値観・考え方等の徹底・浸透を通じた両立促進の原動力強化
 - 2. 意識・風土の醸成を支える施策として人材要件や評価等人事面の措置も検討
- D) 経営委員会、監査委員会に対する執行部からの情報提供の拡充
 - 1. 上記改善策に基づく新たな意思決定プロセスに沿った決定状況等の報告
 - 2. 役職員への教育状況や意識・風土の改善状況の報告

稟議事案に関する再発防止策の実施状況

再発防止に向けた改善方針・具体施策

実施状況

A	経営の意思決定におけるチェック体制の整備・強化	11月1日より、新しい意思決定プロセスの運用を開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事会、稟議のプロセスにおいて、法令担当部局による適法性チェックを義務付け、運用を開始(11月1日以降に起案する議案・案件に適用) ・ 協会経営に関わる議案・案件を一元的に管理し識別するための「識別審査会」を経営企画局内に設置し、運用を開始(10月に初回開催/隔週で開催予定) ・ 上記の再発防止策を実施するため、関連する規程を改正(11月1日施行)
B	公共放送に働く役職員の役割・責任に関する人材教育の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員向けに、ガバナンスに関する講義を実施(10月) ・ 各部局担当者向けに、新しい意思決定プロセスに関する説明会を実施(10月) ・ このほか、部局長および全職員向けの研修等を順次実施予定
C	クリエイティビティ発揮とルール順守を両立する意識・風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員がすべての地域放送局を訪れて、職員との対話活動を実施(11月2日時点で計52局で実施 ※残り2局についても11月中旬に実施予定)
D	経営委員会、監査委員会に対する執行部からの情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営委員会および監査委員会にA～Cの実施状況を適切に共有するとともに、稟議事案をはじめとする意思決定の状況を定期的に共有

経営委員会・監査委員会を含めたNHKのガバナンスについて

NHKには、放送法に基づき、経営委員会が設置されています。経営委員会の委員は、衆・参両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命されています。

経営委員会は、執行部の長である会長を任命し、副会長、理事の任命の同意を行うとともに、経営に関する基本方針、内部統制に関する体制の整備をはじめ、毎年度の予算・事業計画、番組編集の基本計画などを決定し、役員の職務の執行を監督する機関です。さらに、経営委員の中から任命された委員による監査委員会が、役員の職務の執行の監査にあたっています。

また、経営委員会の審議に資する観点から、視聴者から直接NHKの経営に関する意見を伺う「視聴者のみなさまと語る会」と、中期経営計画や放送受信規約等の議決にあたっての意見募集を実施しています。

こういった経営委員会の活動内容は議事録等により、また監査委員会の活動内容は活動結果報告書等により公表しています。

NHKのガバナンス強化が求められている状況をふまえ、経営委員会と監査委員会は、次のとおり、NHKガバナンス強化のために果たすべき役割に取り組みます。

「NHKプラスの衛星放送番組の配信対応問題」の経緯について

本年5月16日の経営委員会に、NHKプラスの衛星放送番組の配信対応問題について、会長報告がありました。執行部と議論した結果、再発防止策には、契約手続きや稟議の在り方、予算執行の意思決定の仕組み、リスク管理など、業務の執行に直接係る内容を含むため、実効的な再発防止策を検討するために、まずは、執行部が案を作り経営委員会に諮るという結論に至りました。再発防止策については、執行部が検討を進め、7月25日の経営委員会に報告があり、同日公表しています。

これまで、経営委員会は極めて重い職責である役員の職務の執行の監督機能を果たせるように努めてきていますが、放送法32条1項「委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。」及び51条「会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。」の規定のとおり、NHKの具体的な業務については、執行部が責任をもって遂行してきています。

あわせて、受信料で成り立つNHKは、企業と同様に、業務の効率化や新たな挑戦が求められるため、現場には創意工夫をもって、主体的に業務に取り組んでもらうことが肝要だと考えています。

ところが、今回のNHKプラスの衛星放送番組の配信対応問題が執行の過程で発生しました。

経営委員会・監査委員会によるガバナンスについて

今回の問題を受けて、経営委員会の監督機能及び監査委員会の監査機能をいっそう発揮し、NHKのガバナンスを強化する必要から、経営委員会及び監査委員会では、NHKのガバナンスについて検討を重ねました。その要旨を、NHK経営計画(2024-2026年度)(案)に「経営委員会・監査委員会を含めたNHKのガバナンス」として記載しています。

まず、経営委員会に対して説明や報告のない内容については、チェック機能を働かせることも、ガバナンスを効かせることも難しい面がありますので、「内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図ること」、また、執行部に対して、適宜、説明を求め、執行部からの情報提供の質と量のいっそうの改善を図るために、「協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに『ガバナンス』の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置すること」を掲げました。具体的な内容は検討中ですが、現時点では次のとおり考えています。

●すべての稟議書の査閲など協会の重要案件に対する監査委員会による確認および経営委員会への報告の充実

監査委員会が選定する監査委員は、すべての稟議書の査閲を行うほか、協会の重要な案件に関し、適宜、役職員から、その職務の執行に関し報告を聴取するとともに、協会の業務および財産の状況を確認し、確認した内容を経営委員会に報告します。

●内部統制関連の報告など、経営委員会、監査委員会に対する執行部からの情報提供の拡充

内部統制に関する体制等およびその運用状況の確認など、執行部に対して、協会、および関連団体の運営に関する重要な内容等について、適宜、説明を求め、執行部からの情報提供の質と量の改善を図り、執行部の事業運営に対する監督をいっそう強化します。

●ガバナンス強化に向けた会議体の設置

執行部からの情報提供の質と量のいっそうの改善を図り、その状況を確認する会議体を設置します。具体的な内容については、これから検討することになりますが、経営委員からのガバナンス強化の提案や、課題意識に基づく内容等について審議・検討することを考えています。

最後に

以上のように、経営委員会及び監査委員会は、NHKのガバナンスの強化に向けて、NHK経営計画（2024-2026年度）（案）に「経営委員会・監査委員会を含めたNHKのガバナンス」として掲げた項目に取り組み、執行部と適切な緊張関係を保ちながら、今後の再発防止やコンプライアンスの徹底について、しっかりと監督・監査していきます。

NHK経営計画（2024-2026年度）（案）については、10月11日から意見募集に付しています。いただいたご意見もふまえ、さらに審議・検討を重ね、然るべき時期に議決したいと考えています。

<ご依頼内容>

令和5年11月9日開催予定の第15回公共放送WGにおいて、衛星放送番組のインターネット配信設備調達稟議事案に係る再発防止策の実施状況及び次期経営計画案における「経営委員会・監査委員会によるガバナンス」の具体的な内容の説明と併せて、下記の質問に対する回答内容についても改めてご説明いただけますよう、よろしく願いいたします。

1 公共放送WG資料10-4 <会合後の追加質問> 4 関連

（経営委員会に対して）現行制度では経営委員が個別の番組へ干渉することができないのは当たり前であり、そのこととインターネット活用業務の競争評価とは無縁である。回答の趣旨は、競争評価を権限とするのであれば、経営委員会に個別番組への干渉の権限を認めよということにあるのか。

【経営委員会 回答】

経営委員会の回答の趣旨は、「競争評価を権限とするのであれば、経営委員会に個別番組への干渉の権限を認めよということにある」ではありません。

インターネット活用業務の開始・変更が与える競争への影響等についての評価にあたり、評価する機関の具体的な仕組みや業務等が明確でない状況では、現行制度では経営委員は個別の番組へ干渉することはできないと規定されていることをふまえて、検討を進めるべきと述べたまでですので、ご理解いただきたいと思います。

経営委員会は、放送法に定められたNHKの重要事項を審議・議決する機関であるとともに、役員の職務の執行を監督する機関であり、重い責任をもっているものと認識しています。

国民の代表である国会の同意を得て、内閣総理大臣により任命された重い責任を深く自覚し、執行部と適切な緊張関係を保ちながら、責務を果たしてまいりたいと考えています。

2 公共放送WG資料10-4 <会合後の追加質問> 2 関連

（経営委員会に対して）BS同時配信名目の予算が含まれていないことを執行部に確認したのはいつか。

【経営委員会 回答】

執行部が、インターネット活用業務に係る不適切な調達手続きの是正について報道発表し、内容を説明した5月30日です。

3 公共放送WG資料10-4 <会合後の追加質問> 3 関連

（経営委員会に対して）「説明・記載されていない議案について審議することは極めて困難」とあるが、最終議決機関としての経営委員会の視聴者に対する責任をどのように考えているのか。もし、「説明・記載されていない議案について審議することは極めて困難」であるとすれば、これまで経営委員会の議決すべてについて同様の問題が起きている可能性があり、それを経営委員会は気づいていない可能性があることを認めているに等しいのだから、このような問題が起きていなかったかどうか、遡って精査する必要があるのではないか。

【経営委員会 回答】

これまでも、経営委員会は極めて重い職責である役員の職務の執行の監督機能を果たせるように努めてきていますが、放送法51条「会長は、協会を代表し、経営委員会の定めるところに従い、その業務を総理する。」の規定のとおり、NHKの具体的な業務については、執行部が責任をもって遂行してきています。

ところが、今回のNHKプラスの衛星放送番組の配信対応問題が執行の過程で発生したことから、NHK経営計画（2024-2026年度）（案）に「経営委員会・監査委員会によるガバナンス」として、「協会・関連団体の運営、業務、財産に関する重要な内容に対し、とくに『ガバナンス』の観点から、経営委員会が、執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置」することを掲げました。

NHKが7月25日に公表した「稟議事案に関する再発防止策について」では、再発防止に向けた改善方針・具体施策として、「経営委員会、監査委員会に対する執行部からの情報提供の拡充」があります。

この施策を受けて、執行部から業務執行状況等に関する報告のみならず、放送法39条5項「会長は、経営委員会の要求があったときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない」の規定をふまえ、執行部に対して、協会、および関連団体の運営、業務、または財産に関する重要な内容等について、適宜、説明を求め、執行部からの情報提供の質と量のいっそうの改善を図るとともに、定期的にその状況を確認することとしました。

17

4 公共放送WG資料10-4 <会合後の追加質問> 1 関連

（監査委員会に対して）報告がなければ監査委員会は監査を行わないのか。監査委員会は、日本監査役協会の監査役実施要領などに定められている稟議監査は行わないのか。今回の稟議について監査を事前に行わなかった理由は何か。

【監査委員会 回答】

稟議に対する監査委員会の監査ルールを整備していなかったこともあり、今回の稟議について、4月の執行部からの報告で覚知するまで監査を行うことができませんでした。

監査委員会では、今後、決裁された稟議については、執行部から速やかに資料の提供を受け、確認していくことにしました。稟議の監査結果については今後の監査活動結果報告を通じて経営委員会に伝え、一層のガバナンス強化に貢献していきます。

5 公共放送WG資料10-4 <会合後の追加質問> 1 関連

（経営委員会・監査委員会に対して）執行部の判断を俟つまでもなく、監査委員会による稟議監査について定めることは、経営委員会・監査委員会として考えていないのか。

NHK経営計画（2024-2026年度）（案）に「経営委員会・監査委員会によるガバナンス」として、「内部統制強化の一環として、すべての稟議書の査閲など監査委員会の機能充実を図る」ことを掲げました。

【監査委員会 回答】

経営の意思決定におけるチェック体制の整備・強化として、監査委員会では決裁された稟議については執行部から速やかに資料の提供を受け、確認していくことにし、経営委員会でもその旨を報告しました。稟議の監査結果については今後の監査活動結果報告を通じて経営委員会に伝え、一層のガバナンス強化に貢献していきます。

【経営委員会 回答】

経営委員会は、監査委員会から報告を受けた内容に基づき、コンプライアンスに関わる情報を的確に把握し、役員の職務の執行の監視・監督機能の発揮に生かします。

経営委員会および監査委員会はそれぞれの職責を果たしつつ、互いに連携して、法令等を遵守した緊張感を持った経営の実現に努めます。

18

3. インターネット活用業務（ラジオ・衛星・国際）

本日のご説明内容

公共放送ワーキンググループ取りまとめ概要②

3

3. インターネット活用業務の財源と受信料制度

- ① スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」(放送法第64条第1項)と同等とは評価しない。「協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者」と同等と評価される行為を行った者に対して費用負担を求めることを基本とすべき。
- ② 例えば、スマートフォンについて、まず、その取得・保有のみで費用負担を求めるべきでない。
i) アプリのダウンロード、ii) IDやパスワードの取得・入力、iii) 一定期間の試用・利用約款への同意などの行為も含めて解釈していく必要がある。踏まえ、今後、総務省において明確化を図っていくべき。
- ③ NHKと締結する契約を個人単位とするのか等受信契約の単位に関する課題についても引き続き検討すべき。
- ④ 必須業務に伴う費用負担は、NHKの放送番組のインターネットでの視聴を無料から有料にするものではなく、NHKの放送番組をインターネットで視聴できる機会を、テレビなどの受信設備を持たない者に対して新たに広げ、それに伴って、テレビなどの受信設備を持っている者との公平負担の観点から相応の費用負担を求めるもの。

4. 今後の進め方

- 総務省においては、所要の制度整備を早急に進めるとともに、以下についても検討を行うべき。

(1) 地上波テレビ以外の放送番組

- 衛星放送、国際放送、ラジオ放送に関しては、今後、本WGにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得る。

(2) 具体的な範囲・提供条件

- 総務省において、関係者が参加する場を設け、NHKが原案の検討に着手することを促す。

(3) その他

- ① NHKのガバナンスについて、NHKは、設備調達に係る事業の再発防止策を着実に実行すべき。
- ② NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか不断に検証していく。

公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目（案）

28

(1) 地上波テレビ放送以外（地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送）のインターネット活用業務の在り方

- ① 必須業務化の是非
 - ・ 地上波テレビ放送と同様、放送の受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国(全世界)において提供すること(必須業務化)が適当かどうか。
- ② 必須業務として配信すべき情報の範囲
 - ・ 地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一の内容を基本としつつ、i) 国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii) 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すべきかどうか。
 - ・ その際、各メディアの性質に鑑み、テキスト情報等の範囲について特に考慮すべき点はないか。
- ③ 二元体制を維持するための担保措置
 - ・ 地上波テレビ放送と同様、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電波監理審議会等)が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべきかどうか。

(2) 国際放送の在り方（上記（1）を除く）

- ① コスト負担の軽減
 - ・ インターネット配信の活用による伝送コストの軽減の可能性等について検討。
- ② コンテンツ調達の在り方
 - ・ 番組制作の競争性・透明性の確保、民放や株式会社日本国際放送等の外部リソースの活用の可能性等について検討。
- ③ 財源の在り方
 - ・ 広告収入の可能性等について検討。

(3) その他

- ① 競争評価のための関係者による事前検討の場のフォロー
 - ・ 検討状況について適時にフォローアップを行う。
- ② NHKの子会社の事業活動の在り方(ご調整中)
 - ・ NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証。

等

出典：公共放送ワーキンググループ資料14-1(事務局資料)より

【公共放送WG 取りまとめ案に対するNHK意見】

NHKは、これまでも公共放送WG会合で表明したとおり、新聞・民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいと考えております。本WGにおいて、構成員はじめ関係各位による深い議論の結果本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKのガバナンスについての指摘や配信すべき情報に関する規律についてNHKの自律的な対応が求められていること等本案の記載にも留意しながら、NHKが上記の役割、そして本案に示された「重い責任」を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。（後略）

【第14回会合における構成員の皆様のご意見】

地上波ラジオ放送、衛星放送、国際放送の必須業務化については、方向性としては賛成。（曾我部構成員ほか）



- NHKとしては、インターネット上においても、正確で信頼できる情報を発信し、視聴者・国民の「安全・安心」を支え、「あまねく伝える」ことで健全な民主主義の発達に資するという放送と同様の公共的な役割は必要ではないかと考えており、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしてまいりたい。
- 一方で、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送それぞれに固有の事情があることから、現状およびご留意をいただきたい点についてご説明させていただく。

21

① 地上波ラジオ放送

22

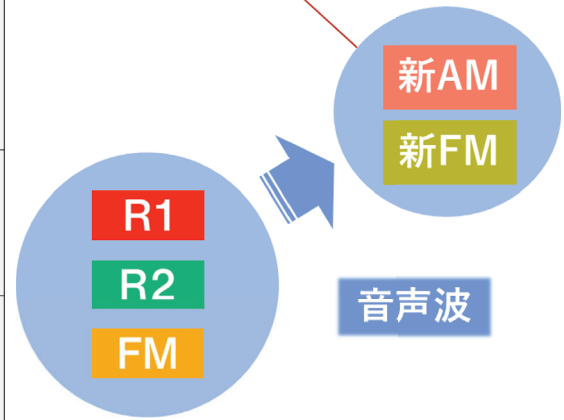
地上波ラジオ放送の概要

- R1・R2・FMの3波を、下記の編集方針に基づき実施
- 2026年度には音声1波を削減し、新AM・新FMの2波に

	編集方針	一定時番組における放送時間-放送番組の種別ごとの編成比率
ラジオ第1 R1	安全・安心を担う音声基幹波。命と暮らしを守る情報をいち早く届けます。また、多様なジャンルの番組をバランスよく提供し、さまざまな世代のリスナーに支持されるよう編成します。	-1日24時間を基本とします- ・教養・教育番組あわせて25%以上 ・報道番組35%以上 ・娯楽番組20%以上を編成します
ラジオ第2 R2	いつでもどこでも学べる生涯学習波。多様な知的欲求に応える番組を編成するとともに、語学番組の充実、インターネットサービスとの効果的な連携を図り、リスナーのみなさまに利用しやすい形で学びの機会を提供します。	-1日19時間を基本とします- ・教養番組15%以上 ・教育番組65%以上 ・報道番組10%以上を編成します
FM FM	リスナーの興味・関心に深く応える専門チャンネル。音楽・芸能を中心に文化・教養まで、幅広いジャンルで専門的な番組を編成します。また、災害などの緊急時には、ラジオ第1放送とも連携して機動的な編成を行います。	-1日24時間を基本とします- ・教養・教育番組あわせて40%以上 ・報道番組10%以上 ・娯楽番組25%以上を編成します

「2023年度(令和5年度) 国内放送番組編集の基本計画」より

2026年度 2波化



「NHK経営計画 2024-26年度(案)」より

地上波ラジオ放送のネット展開の概要

【同時配信】

- 2011年9月、地形の影響や、夜間の外国波混信、都市型難聴といった難聴取への対策を主目的として、ラジオ3波の同時配信「らじる★らじる」をスタート。
ラジオ第1（8局発）・ラジオ第2（全国放送）・FM（8局発）を配信。
- 民間放送事業者による配信サービス「radiko」でも、2017年10月から実験的な配信を、2019年度からは正式なサービスとしてラジオ第1（8局※発）・FM（東京発）を配信。

※8局…東京に加えて札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・松山・福岡

【聴き逃し配信】

- 2017年5月に「らじる★らじる」で聴き逃し配信を開始。配信期間は原則として配信開始から1週間。
- 全国放送番組については、原則聴き逃し配信を実施している。
- 地方向け放送番組についても、一部の番組について配信を行っている。

※「radiko」では、「タイムフリー」（番組の聴き逃しサービス）、および「エリアフリー」（エリア外の有料配信）は行っていない



ラジオ独自のネット展開

テレビ・ラジオ一体の展開

【読むらじる。】



【Podcast・スマートスピーカー】



【高校講座など】



ネット展開の取り組みは、音声メディア・番組の認知向上に寄与 ⇒ 災害時に有用な音声波への誘引などの役割を果たす

災害時におけるネット展開

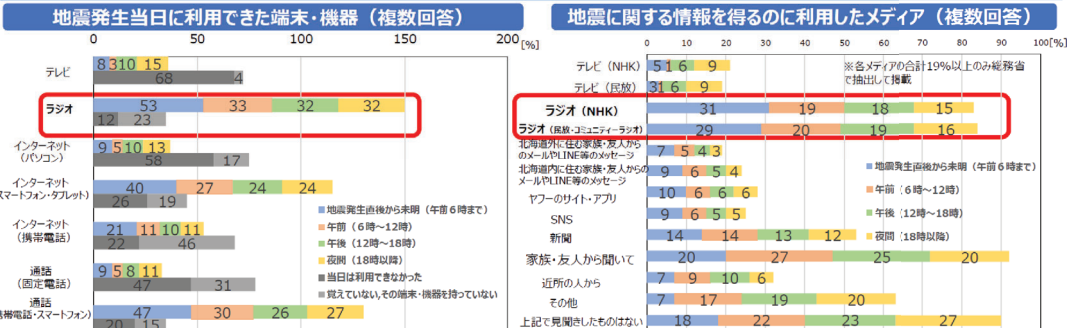
- 災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報については、公共メディアの役割として積極的に情報発信を実施（ライフライン情報などは、地域放送局で放送）
- 大規模災害発生時には、通常の同時配信に加えて、地域放送の同時配信を実施することも可能

【実施例】 平成28年台風第10号（盛岡放送局発の放送を同時配信）
 平成29年7月九州北部豪雨（大分放送局発の放送を同時配信）
 令和元年東日本台風（第19号）（千葉放送局発・福島放送局発の放送を同時・聴き逃し配信）
 令和2年7月豪雨（熊本放送局発の放送を同時・聴き逃し配信）

(参考) 災害時におけるラジオの有用性

災害時におけるラジオの有用性（平成30年北海道胆振東部地震発生時）

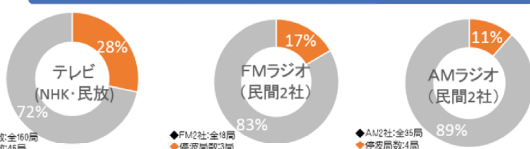
- 2018年9月に発生した平成30年北海道胆振東部地震においては、大規模停電に見舞われ、テレビ、携帯電話、パソコンの利用等が制限された。このため、ラジオが被災情報、安否情報、生活情報などの主要な情報源となった。
- 地震発生当日利用できた端末・機器は、どの時間帯でも「ラジオ」が最も多かった。
- 地震に関する情報を得るために利用したメディアについて、「地震発生直後から未明（午前6時まで）」は「ラジオ」が多く、その他の時間帯についても、他のメディアと比較して「ラジオ」が相対的に高い利用率だった。



最も役に立ったメディア（総務省で上位8つを抽出して掲載）



地震による放送への影響（停波した局の割合）



出典：公共放送ワーキンググループ資料14-2（事務局資料）

<日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見> (抜粋)

1 国内放送番組の充実

- 近年、大規模自然災害が多発しており、災害情報の迅速かつ確実な提供の重要性が高まっていることを踏まえ、大規模自然災害発生時に国民・視聴者に向けて、あらゆる手段できめ細かな情報提供を行うこと。その際、災害による停電時の情報入手手段としてラジオが有用であることも踏まえ、引き続き、テレビ、ラジオ及びインターネットを適切に使用すること。

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議(令和5年3月16日・衆議院総務委員会)> (抜粋)

- 五 協会は、(中略)音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。
- 十一 協会は、受信料を負担する国民・視聴者共有の財産であることを自覚し、放送と通信の大融合時代にふさわしい公共放送の在り方、受信料の在り方について、引き続き真剣に検討し、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議(令和5年3月30日・参議院総務委員会)> (抜粋)

- 五、政府及び協会は、放送と通信の融合の更なる進展の中で、公共放送の在り方及び受信料の在り方について、引き続き真摯に検討を行うこと。また、その結果を踏まえ、政府は、所要の措置を講ずるとともに、協会は、新しい社会と技術に対応した公共メディアとして将来にわたって持続・発展していくことを可能とする経営ビジョンを早急に構築すること。
- 八、協会は、(中略)音声波の削減については、災害時における情報提供手段としての高い有用性があること、ラジオ第二放送が民間放送事業者の手掛けにくい教育・教養番組の放送を多面的に行っていること等を考慮した検討を行うこと。

地上波ラジオ放送関係の論点・留意点

<これまでの構成員のご発言より>

- 今回提案されている各論の5つ全て必須業務でいいと、私はすべきだと考えています。らじる★らじるは私のような古めのマンションに住んでおりますとラジオがすごく入りにくいので、これがネット配信になるとすごく助かると思っています。(第5回 長田構成員)
- ラジオ放送を災害時に利用するという文化があり、ラジオをネット配信することは大変有意義。ただ、テレビと異なりラジオは聴取料を取っていないため、テレビとラジオをネット配信する際はそれぞれ分けて考えることもあり得る。(第14回 落合構成員)
- 災害時という点では、地震や津波や火災など、何があるか分からないわけですが、実は、屋内で放送を見るよりは、いわゆる携帯受信、ネットからのほうが、我々、日常生活をしていて、堅牢というか、途切れなく聴けるわけですね。そういう意味では、ラジオもradikoとらじる★らじるがあるわけで、これは恐らく、スマホ普及に伴ってどんどん増えていくことに任せていけばいいわけなので、ここは逆に、ワイドFMや、さらに95MHz以上のワイドFMの受信機の普及に頼るよりは、圧倒的に数は多いと推測します。(中略) radiko、らじる★らじるでの放送、放送をネット側で出すということがここまで早くできているというのをうまく活用して、全体で設計していくことがすごく重要ではないかと感じます。(デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会(親会) 第15回 奥構成員)

- 音声波のインターネット展開は、難聴取対策や、災害時に有用とされる音声波への接触の誘引などの役割を果たしている。
- NHKは、これまで音声放送で実施してきたことを今後もしっかりと行っていくとともに、地上波ラジオ放送のインターネット活用業務が必須業務化された場合も、その態様が変わることはあっても、大規模災害時等における音声の提供をはじめこれまでに実施してきた取り組みを継続し、引き続きその役割を果たしていきたい。
- 一方、地上波ラジオ放送のみを受信している視聴者は受信契約の対象外。費用の観点にも留意が必要。
※2023年度の全国放送番組費予算は、2023年度地上波テレビ放送830億円に対し、ラジオ放送は35億円
- 地域放送のネット展開については、テレビのニュースの提供などを含めたネット展開全体でNHKの提供する価値を享受していただくことが可能で、必ずしも同時・聴き逃し配信にこだわらなくても良いこともある。これからも、必要な情報を視聴者にしっかりと届けられるよう、柔軟性をもって、ニーズや費用対効果を踏まえた効率的・効果的な情報発信が行えるようお願いしたい。

② 衛星放送

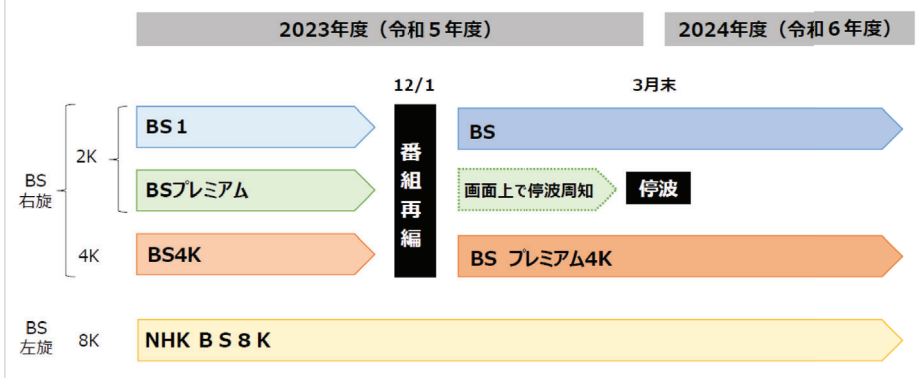
衛星波の1波削減について

○ 衛星波は、「業務」「受信料」「ガバナンス」の三位一体改革において既存業務の見直しが求められる中、「NHK経営計画（2021-2023年度）」に基づいて1波削減を実施。12月に番組再編を行い、年度末に「BSプレミアム」を停波。

NHK衛星波の1波削減について

12

- NHKは、「NHK経営計画（2021-2023年度）」に基づき、2023年度末（令和5年度末）に、BS放送の右旋3波のうち、2Kの「BSプレミアム」を停波する予定。また、「BSプレミアム」の停波に向け、令和5年12月1日に番組再編を行う予定。
- 基幹放送普及計画（告示）に定める外部制作比率の努力目標については、我が国放送全体のプラットフォームとしてのコンテンツ産業発展への貢献というNHKの役割に鑑み、外部制作事業者の企画・制作能力の活用を図るため、外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するものを含む。）の放送時間の割合として、「BS」は15%以上、「BSプレミアム4K」は25%以上と設定する予定（現在、意見募集を実施中）。



出典：公共放送ワーキンググループ
資料14-2(事務局資料)

衛星放送の12月以降の編成

(報道資料)

NHK

2023年10月18日
NHK広報局

新しい「NHK BS」と「NHK BSプレミアム4K」がスタート！



2023年12月1日にスタートする「NHK BS」と「NHK BSプレミアム4K」。新たな2つのチャンネルは、これまでの視聴習慣を大切にしながら衛星放送ならではのオリジナリティーあふれる魅力的なコンテンツを揃えました。

NHK BS 国際報道・スポーツ・エンターテインメントが凝縮したチャンネル

「NHK BS」のポイント

- BS1とBSPのそれぞれで定着していたゾーン編成を生かしながら、多彩なジャンルの番組を凝縮したチャンネルとしました。
- 再編により廃止される定時番組(時刻表に掲載されている番組)は、ほぼありません。

NHK BSP4K 「4Kならではの」スペシャルコンテンツをお届けするチャンネル

「NHK BS プレミアム4K」のポイント

- 4Kならではの超高精細映像・スケール感で見応えたっぷりのスペシャルコンテンツをお届けします。

	編集方針	-定時番組における放送時間- 放送番組の種別ごとの編成比率
BS1	地局的視点から「いま」に深く迫るチャンネル。緊迫する世界情勢やグローバル経済の動向、刻々と変化する世界や人々の動きを、正確かつ多角的に伝えるニュースやドキュメンタリーを編成します。また、関心の高いスポーツ番組を多彩に放送します。	-1日24時間を基本とします- ・教養番組20%以上 ・教育番組10%以上を編成します
BSプレミアム	個性と見ごたえを追求した知的エンターテインメントチャンネル。自然、紀行、歴史、芸術、ドラマなど、幅広いジャンルの魅力あふれる番組を提供します。衛星波の再編に向けては、BS4Kとの同時放送で4K視聴へ誘うとともに、BSプレミアムならではの番組のバラエティの豊かさを維持し、引き続き、2Kでお楽しみいただくみなさまにも満足いただける放送を実施します。	-1日24時間を基本とします- ・種別ごとの編成比率は特定しません
BS4K	超高精細映像コンテンツの先導的な役割を果たすチャンネル。衛星波の再編に向けて、自然、紀行、歴史、芸術、ドラマなど、幅広いジャンルの特集番組を強化するほか、長時間の中継など大型特集を編成し、4Kならではの見ごたえと満足追求します。良質なアーカイブスの4Kリマスター版も含め、多彩な番組を4Kで日常的にお楽しみいただくことを目指します。	-1日21時間を基本とします- ・種別ごとの編成比率は特定しません

12月に移行

	編集方針	-定時番組における放送時間- 放送番組の種別ごとの編成比率
NHK BS	BS1とBSプレミアムのエッセンスを凝縮したライブ感重視のチャンネル。迅速で専門性の高い(国際・経済)ニュースといった報道、多彩なスポーツ、衛星波ならではのみなさまのさまざまな関心に応えるドキュメンタリー・ドラマ・エンターテインメントなど、バラエティ豊かに編成します。	-1日24時間を基本とします- ・教養番組20%以上 ・教育番組10%以上を編成します
NHK BSP4K	本物感・臨場感あふれる映像文化の殿堂。自然、紀行、歴史、芸術、ドラマ、生中継など、超高精細映像の特徴を生かした見ごたえのあるコンテンツを多彩に取りそろえます。また、NHKが保有する貴重な映像資産を4Kリマスター技術でよみがえらせて、新たな価値を付加したアーカイブス番組として提供します。	-1日24時間を基本とします- ・種別ごとの編成比率は特定しません

「2023年度(令和5年度)国内放送番組編集の基本計画」より

NHK BS

イメージ

2023年度(12月～翌3月) NHK BS 放送番組時刻表

月	火	水	木	金	土	日	祝
5	クラシック倶楽部	ワールドニュース	BSレクシオン	5	5	5	5
6	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	6	6	6	6
7	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	7	7	7	7
8	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	8	8	8	8
9	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	9	9	9	9
10	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	10	10	10	10
11	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	11	11	11	11
0	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	0	0	0	0
1	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	1	1	1	1
2	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	2	2	2	2
3	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	プレミアムシネマ	3	3	3	3
4	ワールドニュース	ワールドニュース	ワールドニュース	4	4	4	4

NHK BS のポイント

◆BS1で放送してきた
ニュース・国際・ドキュメンタリー
スポーツ中継・スポーツコンテンツ

◆BSPで放送してきた
人気定時番組
ドラマ・映画・エンタメ

◆新番組
フラッグシップとなる新番組と
人気ドラマのアンコール放送

- 12月からの「NHK BS」の編成は新たな魅力を伝えるとともに、これまでの視聴習慣に配慮し2つの波を1波に「凝縮」した編成(BS1とBSプレミアムの番組は、引き続きほぼすべてご覧いただける)
- BS(2K波)の役割は、12月以前・以後で変わらない
- こうした編成を通じて、視聴者の円滑な移行を目指す

2023年度(12月~翌3月) NHK BS プレミアム4K 放送番組時刻表

月	火	水	木	金	土	日
5	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
6	クラシック軽音楽	クラシック軽音楽	クラシック軽音楽	クラシック軽音楽	クラシック軽音楽	クラシック軽音楽
7	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
8	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
9	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
10	4Kプレミアムカフェ	4Kプレミアムカフェ	4Kプレミアムカフェ	4Kプレミアムカフェ	4Kプレミアムカフェ	4Kプレミアムカフェ
11	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
12	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
1	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
2	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
3	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション
4	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション	4Kセレクション

月	火	水	木	金	土	日
5	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
6	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
7	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
8	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
9	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
10	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
11	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
12	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
1	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
2	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
3	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球
4	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球	プロ野球

NHK BS プレミアム4Kのポイント

- ◆4K制作の高精細映像・スケール感でスペシャルコンテンツを届ける
 - 自然、紀行、芸術、ドラマ、生中継など
- ◆BS プレミアム4K オリジナル番組
 - 4Kリマスター番組
 - 4K先行放送(翌週以降にNHK BSで放送)
- ◆土曜夜間 4K特集
 - これまでのBS4Kの役割を継続

BSに関連するネット展開

ポータルサイト



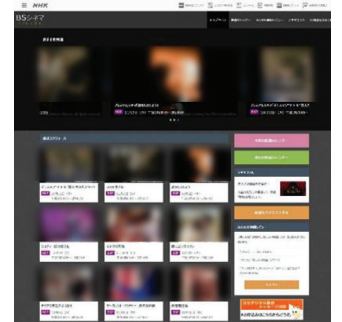
BS放送 ※BS全体の放送の周知広報

番組ページ



究極ガイド 2時間でまわる☆☆☆

BSシネマ



NHKスポーツ ※地上波・衛星を問わず、スポーツジャンルの番組情報等



につぼん縦断こころ旅

<日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見> (抜粋)

4 経営改革の推進

- 変更後の中期経営計画で具体化された衛星波の削減については、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うとともに、存続する衛星波の在り方についても、視聴者や番組制作事業者の意見を踏まえて、早期に具体的な計画をまとめること。

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議 (令和5年3月16日・衆議院総務委員会)> (抜粋)

- 五 協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。(後略)

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議 (令和5年3月30日・参議院総務委員会)> (抜粋)

- 八、協会は、令和五年度末の衛星波の削減に際しては、引き続き視聴者の多様なニーズに応える番組の編成に留意するとともに、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うこと。(後略)

衛星放送関係の論点・留意点

<これまでの構成員のご発言より>

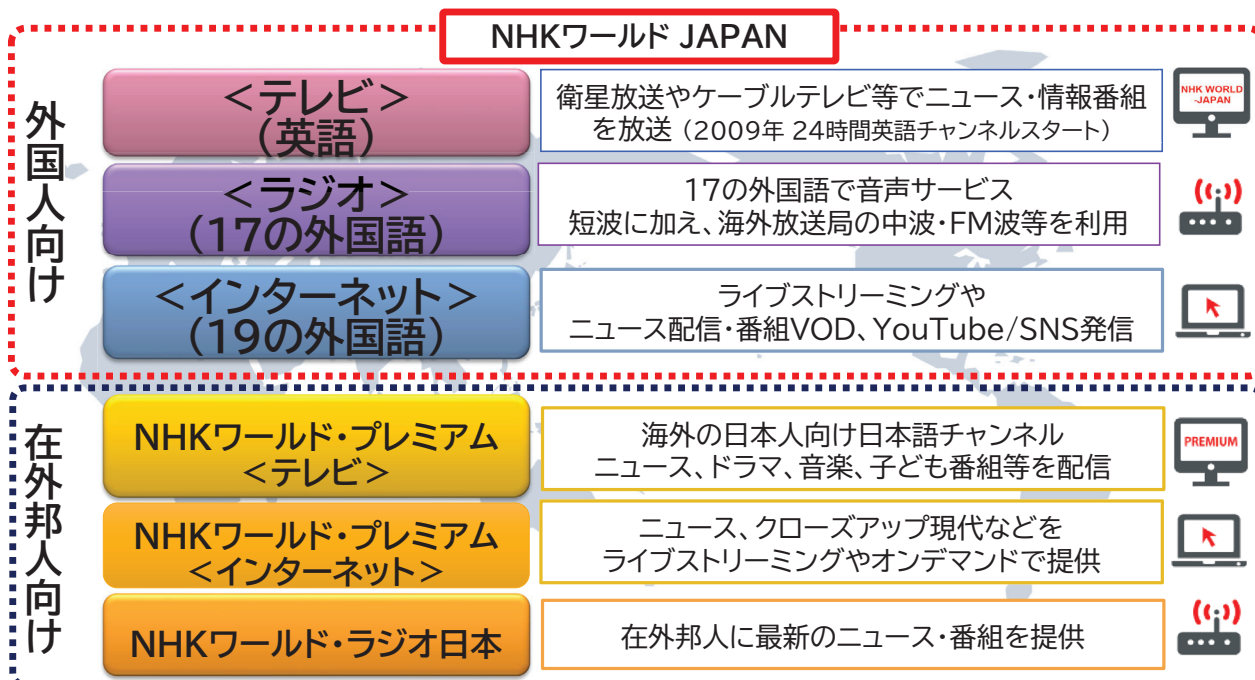
- 衛星放送のコンテンツは地上放送のそれと同じく大変意義が大きい。諸外国でも地上・衛星で区別をしていない。民放でもTVerで衛星放送の番組を見逃し配信している。例外とする理由は見当たらない。ただ、コンテンツ量の増加に伴い、配信基盤への投資コスト等は懸念。また、競争環境について別途の考慮が必要か確認したうえで結論を出すべき。(第14回 大谷構成員)
- 衛星放送は価値ある情報発信をされていると思う。ただ、先ほどガバナンスに関する指摘があった。この事案は衛星放送を起点にしたもので少し注視したほうがよいように思う。(第14回 落合構成員)
- 衛星放送を同時配信する方向で制度を検討すべき。地上2波、衛星1波で全体としてネット上でも公共放送の役割を実現すると考えるのであれば、衛星放送についても一定のコストがかかってもNHKが努力してやるべきだと思う。番組の割り振りや著作権など課題があれば、むしろそこを見直して3波同時配信すべきではないかと思う。(第14回 内戸構成員)

- 衛星波は、業務・受信料・ガバナンスの三位一体改革において既存業務の見直しが求められる中、1波削減。
- 「NHK経営計画 2024-2026年度(案)」(6ページ)でもお示ししているとおり、NHKは「コンテンツ」の6つの柱で「公共的価値」を実現。
- その中で、衛星放送は「迅速で専門性の高い国際・経済ニュースといった報道、多彩なスポーツ、衛星波ならではのみなさまのさまざまな関心に応えるドキュメンタリー・ドラマ・エンターテインメントなど」を編成。12月開始の「NHK BS」は、2K波を1波に凝縮した編成。衛星波の役割はこれまでと変わらない。
- 「NHK BS」はプロスポーツや海外からの購入番組など、番組配信の権利が取得できない、あるいは費用対効果の観点等から取得しない番組が多く、インターネット配信を行う上では権利上の課題が多い。仮に取得が可能であっても相当高額な費用になることが想定される。
- 逆に、番組配信可能な番組を中心とした編成に変えると視聴者の満足度が低下する懸念がある。
- NHKとしての大きな方針は、16ページの【基本的な考え方】の通りだが、現時点では、無理にインターネット配信の権利を取りに行くことは難しい。放送・ネット全体で費用対効果、多元性確保を見るべきことから、当面の間は、同時・見逃し配信の実施は見送りたい。

③ 国際放送

NHKの国際放送・国際発信

○ 国際放送・発信は、限られた予算の中で外国人／邦人向け、多言語展開など、特有のニーズに対応する必要がある。





【放送】
約160の国と地域の4.2億世帯で
視聴可能

内訳：地域衛星57% 地上デジタル20%
ケーブル11% IPTV12%

(2023.9月末現在)

【配信】
約9,200万世帯がOTT配信で視聴可能
(2023.8月末現在)



【放送】
約110の国と地域の2,200万世帯で
視聴可能

内訳：地域衛星13% 地上デジタル0%
ケーブル53% IPTV34%

(2023.9月末現在)

【配信】
OTT配信は2023年10月開始のため、
視聴可能世帯は確認中

外国人向け／テレビ国際放送の番組編成

- 「国際公共メディア」として公平・公正で信頼される情報の発信強化等をミッションに、日本やアジアの情報を取り上げたニュースや多彩な番組を1日24時間、世界に向けて英語で発信。
- 「毎時ニュース＋一般番組」の5～6時間セットを4～5回ループで編成し、各国の好適視聴時間に効率的に対応（ニュースは最新の情報）
- テレビ国際放送に係る経費は2023年度予算で198億円 ※人件費、減価償却費を含む ※在外邦人向けを含む

【編成のイメージ（日本時間）】

9	00	NHK NEWSLINE	9 13	↑
	30	Journeys in Japan(紀行)		
10	00	NHK NEWSLINE	14 18	//
	30	Dining with the Chef(食)		
11	00	NHK NEWSLINE	19 23	//
	30	Document 72 Hours(ドキュメンタリー)		
12	00	NHK NEWSLINE	23	//
	30	Medical Frontiers(医療)		
13	00	NHK NEWSLINE	...	
	30	DEEPER LOOK(インタビュー)		

【多彩な放送番組を世界に発信】

報道 日本・アジアをはじめ世界の今を伝える



文化 日本ならではの文化や暮らしを紹介／世界に誇るアニメ・マンガの魅力を発信



社会的課題への取り組み



ドラマ／芸術 高品質な日本のドラマを世界に発信



※2023年4月現在

NHKの子会社（NHKの持株比率51.3%、NHKグループ64.1%）である株式会社日本国際放送（JIB）は、NHKの外国人向けテレビ国際放送と同一の放送波を利用して、広告収入による独自コンテンツ提供事業を実施。
 ※現在は週1回（毎週金曜日） 30分×4枠

<第14回会合 落合構成員のご質問（JIBの広告料収入・課題・営業活動）への回答>

JIBの広告料収入は年間3億円程度。そのほとんどが協賛による収入で、スポットによる収入はほとんどない。営業活動に取り組んでいるが、現状としては、協賛先は政府・自治体・政府系機関や財団がほとんどで、民間企業が少ない。

5 スポンサー獲得 その課題

- 設立直後、世界的な大不況**
 2008年4月JIB設立の直後の9月、リーマン・ブラザーズ経営破綻。世界恐慌以来の世界的な大不況となり、民間スポンサー獲得が困難に。その後も苦戦続く。
- 「世界1波」**
 2013年「放送政策に関する調査研究会 第一次取りまとめ」
 「JIB独自番組の時間枠を拡大するためには、広告放送の増加（広告料の増収）が課題となるが、世界一波での放送であることから、グローバル広告がメインとなり、広告のスポンサー獲得にも限界があるのが実情である。」
- 民間企業に説得的な視聴データ**
 国際放送では視聴率の把握が困難。モニター制度による分析を行っているが、説得的な視聴データを得ることが課題。

2022年度 jibtv枠の独自番組での協賛者等の例

【官公庁・自治体】	【その他】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市 ・ 内閣官房 ・ 内閣府 ・ 鳴門市 ・ 新潟県 ・ 福井県 	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイヌ民族文化財団 ・ 旭硝子財団 ・ 日本芸術文化振興会 ・ 日本貿易振興機構 ・ 日本政府観光局

ほか

出典：公共放送ワーキンググループ 資料14-2(事務局資料)

出典：プラットフォームタスクフォース第5回 JIBプレゼン資料

- 17の外国語で全世界にニュースや最新情報、話題を発信
- 短波に加え、地域の特性・メディア環境に合わせ 中波やFM波、衛星ラジオでも発信
- ラジオ国際放送に係る経費は2023年度予算で49億円 ※人件費、減価償却費を含む ※在外邦人向けを含む

English 英語	اللغة العربية アラビア語	বাংলা ベンガル語	ဗီယက်နမ် ビルマ語	华语 中国語	Français フランス語
हिन्दी ヒンディー語	Bahasa Indonesia インドネシア語	코리언 ハングル	فارسی ペルシャ語	Português ポルトガル語	Русский язык ロシア語
Español スペイン語	Kiswahili スワヒリ語	ภาษาไทย タイ語	اردو ウルドゥー語	Tiếng Việt ベトナム語	



NHKワールド・プレミアム <テレビ>

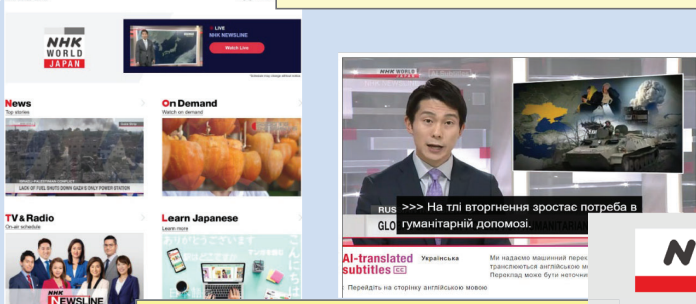
- ・ 海外在住、あるいは海外旅行中の日本人のために、国内で放送されているニュース・情報番組、ドラマ、音楽番組、子ども番組、スポーツ番組などから選んだ番組を編成
- ・ 海外の日本人の安全と安心に貢献



NHKワールド・ラジオ日本

- ・ 在外邦人に向けて、ラジオ第1放送の番組の同時放送を基本に日本語で発信

英語放送のライブストリーミング(同時配信)
9言語(10種類)でAI字幕を付与



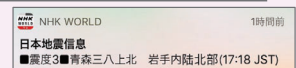
ウェブサイト ※19言語(20種類)

SNS(英語) ※Facebookは10言語(11種類)



ニュースやショート動画、番組情報を発信
2022年3月よりYouTubeでニュース番組のライブ配信をスタート

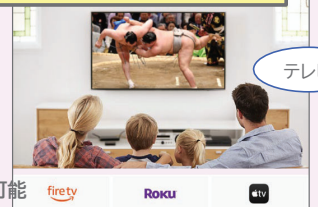
プッシュ通知 ※4言語(5種類)



アプリ ※19言語(20種類)

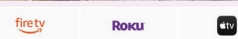


スマートフォン・タブレット



テレビ

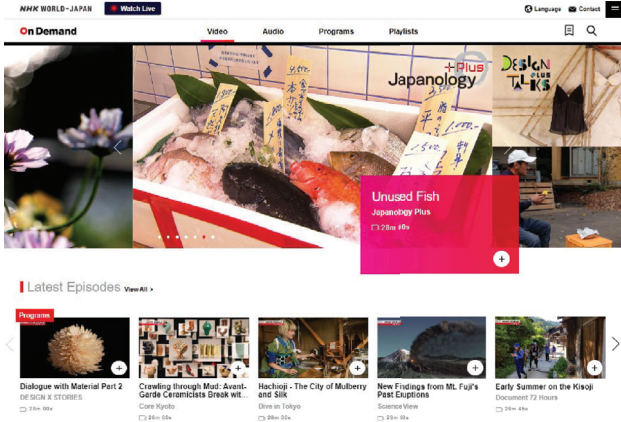
ホームページと同様、国際放送のニュースや番組を視聴可能



外国人向けインターネットサービスの取組例 ～VOD（見逃し配信）～

◆ 番組のビデオ・オンデマンド配信は、番組数およびジャンルの拡大や提供期間の延長、多言語化/トランスクリプト付与など質量双方で充実強化を進めている。

19言語20種類で延べ5,600本超を
無料配信(2023年10月末現在)



反響の大きいコンテンツ例



Medical Frontiers
「The Culprit Behind Osteoporosis」
(2022年2月放送)
東洋医学も交え、骨粗しょう症の解説やリスクを下げる食品・運動を紹介。世界で64万人以上が視聴。(2023年10月末現在)



NHK WORLD PRIME
「Art is Our Voice」
(2022年10月放送)
戦禍のウクライナ国立バレエによる日本公演に密着。国際エミー賞アート部門ノミネート中。(2023年10月末現在)

効率的な取組 ～AIを活用したニュースの多言語化・災害報道等～

AI多言語生字幕ライブ配信



Webサイトやアプリで視聴可能なNHK WORLD - JAPAN TVライブ配信では、AIを活用し英語字幕を元に9か国語の多言語字幕にリアルタイム翻訳して提供

<提供言語>中国(簡・繁)、フランス、インドネシア、ハンガール、ポルトガル、スペイン、ベトナム、ウクライナ、タイ



ニュース記事の多言語化



英語記事を元にAI翻訳を活用することでスピーディーな多言語ニュース提供が可能に



AIで下訳を作成することで多言語原稿作成の負担を軽減

AI翻訳

ビデオオンデマンド多言語字幕作成



VOD化された番組は放送台本(英語)から精度の高い英語字幕を自動生成トランスクリプトとしても活用

さらに多言語字幕(AI下訳)を生成手間のかかる多言語字幕制作を効率化



AI音声読み上げサービス

AI音声合成を利用した英語ニュース特集記事の読み上げサービスを開始



NHK総合緊急特設ニュース(日本語)にAIで英語字幕・読み上げを付けてライブ配信



A I を活用し、英語圏以外の外国人への情報提供や、在留外国人への緊急情報の情報提供を実施

主な番組



初學者向け講座、70年近く続くシリーズの最新版。
「Easy Japanese(やさしい日本語) 2019年会話編」

テレビ 英語
ラジオ 15言語
ウェブサイト 20言語
VOD 15言語
テキスト本 19言語

実習生・留学生など、日本で働く外国人向け。職場で使えるお役立ちフレーズを学ぶ
「Easy Japanese for Work(しごとのにほんご)」

テレビ 英語
ウェブサイト 日英
VOD 5言語

訪日外国人がすぐに使える短いフレーズを厳選してアニメやミニドラマで学習。
「Easy Travel Japanese」

ウェブサイト 6言語
VOD 6言語

ニュースから実用表現やニュースの背景を学ぶ
「Learn Japanese from the News」

テレビ 英語
ラジオ 英語
※その他の言語も「リスナーズフォーラム」で適宜放送
ウェブサイト 英語
VOD 3言語

在留外国人向けの情報発信

在留外国人に向けた多言語での安全・安心情報発信にインターネットを活用

- ニュース・防災情報を多言語で発信
- アプリでの緊急情報プッシュ通知
- 災害報道、速報などをSNSで多言語発信
- テレビからインターネット上の詳細な情報に誘導

多言語によるニュース・防災情報 ポータルサイト



- 19言語(20種類)の外国語によりニュースや防災、新型コロナウイルス等の情報を掲載している。

気象庁電文の自動表示

11言語(12種類)のニュースサイトに「震度5以上の地震」「注意報以上の津波」の気象庁電文を自動表示するシステムを導入。(英語・中国語・インドネシア語・ハンガール・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ヒンディー語・ロシア語・フランス語)



緊急情報の発信

- モバイルアプリでは、日本国内の地震・津波情報を英語・中国語(簡体字・繁体字)・ベトナム語・ポルトガル語で、ニュース速報を英語でプッシュ通知している。



- NHK WORLD JAPAN Earthquake
■ Intensity 4 ■ Fujigoko & Eastern Yamanashi Pref. (10:37 JST)
- NHK WORLD JAPAN Tsunami
■ Tsunami Warning ■ Ogasawara Islands, Tokyo(15:54 JST)
- 災害報道、速報などをSNSで多言語で発信している。

在留外国人に向けて
大雪への警戒を呼び掛け



テレビからネット上の詳細情報に誘導

- 台風上陸時に「NHK NEWSLINE」で詳細に伝えたほか、ニュース以外の番組放送中には、台風の進路図とQRコードを画面に出して、ネット上の詳細な台風情報に誘導した。(2023年8月 台風7号)



(報道資料)

2023年10月2日
NHK国際放送局

日本語ニュース・番組の海外向け無料インターネット配信について

NHKワールド・プレミアムでは、海外に在住・滞在中の日本人の皆様の安全と安心を支えるため、日本語のニュースや番組(「おはよう日本」「ニュース7」など)を無料でインターネットで配信しています。NHKワールドJAPANの日本語ホームページ <https://www.nhk.or.jp/nhkworld/ja/> でご覧いただけます。ぜひご利用ください。(日本国内では視聴できません)

【無料インターネット配信しているニュース・番組】(日本時間)

番組名	曜日	時間	配信内容
おはよう日本	月~土	6:00	同時配信・見直し配信
おはよう日本	月~日	7:00	見直し配信
ニュース	月~日	12:00	同時配信・見直し配信
ニュース	月~金	13:00	同時配信
別冊ニュース	月~金	13:05	同時配信・見直し配信
ニュース7	月~日	19:00	同時配信・見直し配信
クローズアップ現代	月~水	19:30	同時配信・見直し配信
首都圏ニュースR45	月~金	20:45	同時配信
ニュースウォッチ9	月~金	21:00	同時配信
ニュース・気象情報	土	20:50	同時配信
サタデーウォッチ9	土	20:55	同時配信
ニュース	日	6:00	同時配信
さわやか自然百景	日	7:45	同時配信・見直し配信
小さな旅	日	8:00	同時配信・見直し配信
日曜討論	日	9:00	同時配信
ニュース・気象情報	日	20:45	同時配信

【同時配信ページ】 <https://www.nhk.or.jp/nhkworld/ja/premiulive/>

【見直し配信ページ】 <https://www.nhk.or.jp/nhkworld/ja/ondemand/video/>

◆ NHKワールド・プレミアム

○ 邦人向けテレビ国際放送のニュース・番組は、一部を除き海外向けにネットでも配信(海外のみで視聴可能)

○ 2023年10月、OTT配信を開始
(上記番組も含め、ワールド・プレミアムの全ての番組配信を外国OTT事業者を通じて視聴可能(有料))

◆ 邦人向けラジオ国際放送「ラジオ日本」の配信は、ニーズ等を踏まえ、2022年年度末に終了

(参考) 大臣意見・国会附帯決議 (国際関係)

<日本放送協会令和5年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見> (抜粋)

2 国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化等

- ロシアによるウクライナ侵攻などの国際情勢を踏まえ、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることがこれまで以上に重要になっている。我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させるとともに、国際交流・親善の増進、経済交流の発展、地方創生の推進、在外邦人の安全確保、国際社会における我が国のプレゼンス向上等に資するよう国際放送のより一層の充実・強化や放送番組の海外事業者への適正な提供を図ること。
- 「NHKワールド JAPAN」については、積極的に国内外の視聴拡大を図ることが重要であり、外国で視聴されるための視点や技能を備えた優れた人材の育成・確保等を通じた効果的な実施体制の確立、多言語化も含めたニュース番組の充実、訪日外国人向けの日本語教育番組や我が国及び地域の実情・魅力を伝える番組の充実を図ること。
- 海外への情報発信に当たっては、世界各地のニーズや視聴実態等を検証した上で定めた具体的指標を踏まえ、海外事業者との連携やインターネット配信の活用等により、総合的な発信の強化に努めること。
- 国際放送の安定的な実施を確保するため、設備の維持管理や運用体制の構築に万全を期すこと。

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議(令和5年3月16日・衆議院総務委員会)> (抜粋)

十五 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、世界情勢等に鑑み、在外邦人に対し、生命と身体の安全に関する情報を適切に伝えるよう努めること。

<令和5年度NHK予算に対する附帯決議(令和5年3月30日・参議院総務委員会)> (抜粋)

- 十三、協会は、激動する国際情勢等の現状に鑑み、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝えることの重要性を踏まえ、我が国に対する理解が促進されるとともに、在外邦人に的確な情報が提供されるよう、国際放送及び海外発信の一層の充実を図ること。
- 十五、協会は、障がい者、高齢者及び外国人に対し、十分な情報アクセス機会を確保し、デジタル・ディバイドを解消するため、新たな技術の開発・活用などにも取り組み、字幕放送、解説放送、手話放送など「人にやさしい放送」の一層の充実等を図ること。

<これまでの構成員のご発言より>

- 国際放送は民間と競合しないので積極的に検討すべき。国際放送のネット配信の必須業務化に賛成。(第1回・第5回 落合構成員)
- 海外から日本の情報を得ようと思ったときに、正確な今の日本の姿をオフィシャルに発信されている場所は、政府広報もそんなに見られなかったりする
ので、そのようなものも公共の価値の中にあるのではないか。(第2回 瀧構成員)
- 国際放送、海外にいらっしゃる日本の皆さんもNHKにアクセスできる手段を確保できるというようなことの範囲で、まず始めていただくというのを強
く望んでいます。(第3回 長田構成員)
- 国際発信はNHKに対し、様々な過剰な期待がかかっている。誰に向けてどんなものをどういう伝送路を使って流していくかを再検討するには良いタイ
ミングだと思う。(第14回 内山構成員)
- NHKが国際的にもテレビからネットにシフトしていく中で、外国人に見ていただくという観点でインターネット配信を強化していく必要性が高まっ
ている。(プラットフォームタスクフォース第3回：落合構成員)

- 「NHK経営計画 2024-2026年度(案)」でも示しているとおり、「戦略的に強化してきたニュース・情報発信を、今日的
な問題・関心のもと、再強化」「視聴環境の変化に合わせ、デジタルもフル活用」し、「日本の視座」を発信していく。
- 国際放送も受信契約の対象外、費用の観点にも留意が必要(要請放送の交付金も含めて国際放送を実施)。
- 外国人向けテレビ国際放送のネット業務では、現在は多言語強化に力点。多言語に限らず、今後も世界状況の変化に
合わせながら、外国人向けラジオ国際放送のネット配信も含め、柔軟に対応進めていく必要。
- 邦人向けテレビ国際放送のネット業務は、番組配信の強化、OTT配信の開始など配信を充実。一方で邦人向けラジ
オ国際放送の配信は、ニーズ等を踏まえて2022年度末に終了。
- 外国人／邦人向け、テレビ・ラジオ・ネット共通の課題として、ネット配信が進み放送では届きにくい地域／ネット
が届きにくい地域など、地域により受信環境は様々であり、時代や地域の状況等を踏まえながら取り組んでいる。必須
業務化されても、今後とも適切な手段を選択し、テレビ・ラジオ・ネット全体で全世界に情報を伝達していきたい。
- 「必須業務化」＝「配信可能な全ての放送の同時・見逃し配信」という考え方には立つべきではなく、大事なのは
「伝えるべき情報が届いているか」。これからも、視聴者からのニーズ・情報発信における時代や地域の状況・費用対 51
効果を踏まえ、効率的・効果的な情報発信手段を選択したい。

4. おわりに

究極の使命は、「健全な民主主義の発達に資する」こと(放送法)
今、日本の公共放送(メディア)NHKに何が求められているのか

◇ 災害時

- ・ 自然災害の激甚化が進み、デジタル化の負の側面でもある、社会の混乱を招くフェイクニュースが蔓延
- ひとりでも多くの命を救うため、緊急時の報道をさらに充実させる。フェイクニュースの駆逐も欠かせない。

◇ 平時

- ・ ロシアによるウクライナ侵攻は、「世界の健全な民主主義の発達に資する」という使命を、世界的視野で再認識させるもの
- 情報空間の健全性を確保することで平和で豊かに暮らせる社会を実現し、民主主義の発展に寄与する。

基軸は

- ・ 信頼できる基本的な情報を提供すること = 「**情報空間の参照点**」を提供すること
- ・ 民主主義の基盤である多角的な視点 = 「**信頼できる多元性確保**」へ貢献すること

今、目指すべきコンテンツの6つの柱
それぞれに目標を持って、視聴者・国民の「公共的価値」を実現

① デジタルと放送が連携して 災害時になくてはならない命綱に

② “フェイク”の時代だからこそ 顔の見える信頼のジャーナリズム

③ 民主主義の一翼を担い 平和で持続可能な世界の構築に貢献

④ 世界で輝く 良質な教育・幼児子どもコンテンツ

⑤ 未来を見つめ 人生を豊かにする教養・エンターテインメント

⑥ 幅広いジャンルと地域情報で多様性・多元性の実現

- 【基本的な考え方】は、地上波テレビ放送と、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送で変わらない。
- 一方、ラジオ・衛星・国際にはそれぞれの課題がある。衛星放送の同時・見逃し配信の見送りや、柔軟性ある対応などを改めてお願いしたい。

NHK

「公共放送WG」ご説明資料

2023年12月5日

一般社団法人 日本民間放送連盟

1

本日のご説明

1. ラジオ放送について
2. 衛星放送について
3. 国際放送について
4. NHK子会社等の事業について
5. 結び

1. ラジオ放送について①

- NHKには今後も民放と協力し、「radiko」での配信やリスナーの拡大などラジオ全体の発展に取り組むことを期待します。
- NHKは「らじる★らじる」および「radiko」において、ラジオ放送の同時・聴き逃し配信を行っています。これを必須業務化することで任意業務から何が変わるのか、分かりやすい説明を求めます。仮に必須業務化するのであれば、公共放送WGおよび競争評価の枠組みにおいて、その範囲や規模を明らかにするとともに、丁寧な議論が必要です。
- ネット配信は、放送以上に民間企業と競合する可能性が高いため、実施費用の細目まで、一層の透明化が求められます。必須業務化した場合も、引き続きネット業務全体の費用上限の設定が必要です。

1. ラジオ放送について②

- ラジオ放送のネット配信必須業務化の検討においても、民間企業との公正競争の観点が必要です。▽放送と同じもの(同時・聴き逃し配信)をネットに出すことが原則であり、▽同時、聴き逃し配信以外は、個々の内容や実施費用も踏まえて地上テレビ放送と同様に、競争評価のプロセスを経て、配信の可否を判断することが必要です。
- NHKの子会社が、テレビ番組の音声部分をPodcast事業者に配信する事例があります。NHKの子会社や関連会社におけるネット配信についても、NHK本体と同様に、民放ラジオを含めた公正競争への影響を慎重に見極める必要があります。

2. 衛星放送について①

- BS放送の普及・発展は、公共放送のNHKと民放の無料広告放送および有料放送によって支えられてきました。優良コンテンツを編成・放送するNHKの役割は非常に大きく、1波削減し2チャンネルに再編するにあっても、BS放送全体の普及・発展に関する公共放送の責務をより積極的に果たし、4K放送の一層の普及に向けて取り組むことを期待します。
- BS放送のネット配信の必須業務化は、▽受信料制度が地上テレビ放送の付加受信料であること、▽地上テレビ放送との違い、▽現行制度において任意業務としても実施していないこと、▽NHKが当面の間は見送りたいとしていること——などを考慮すると、その必要性や妥当性は疑問です。

2. 衛星放送について②

- 任意業務、必須業務にかかわらず、BSのネット配信はこれまでに行われていない新たな業務となります。このため、同時・見逃し配信であっても、地上テレビと同じ取り扱いとすべきではなく、先行して検討されている地上テレビでの競争評価も参考に、一から議論し、公正競争に配慮した仕組みを構築していく必要があると考えます。
- BSのネット配信が公共放送の役割として国民・視聴者にとって必要なのか、任意業務でなく必須業務とする理由について、丁寧に議論し、明らかにする必要があると考えます。
- NHK BSで編成されるプロスポーツや海外からの購入番組等のネット配信は、民間企業においてもしのぎを削る領域であり、NHKが先行して配信権を取得することで民間の権料の高騰を招く懸念があります。

3. 国際放送について

- 「公共放送WG」第15回会合では、NHKから「『必須業務化』=『配信可能な全ての放送の同時・見逃し配信』という考え方には立つべきではない」との考え方が示されました。NHKの国際放送は、▽目的、▽対象とする視聴者、▽対象とする地域、▽メディア、▽財源——といった要素の組み合わせで複数の種類があり、それぞれが必須業務化によって、どう変わるのかについて、公共放送WGにおいて、丁寧な議論が必要です。
- そのうえで、民放事業者として必要に応じて検討を進めることとなります。

4. NHK子会社等の事業について

- 放送関連ビジネスは、地域におけるイベント、映像・音声コンテンツの配信、OTT事業者への販売、キャラクタービジネスの展開等、広がり続けており、これら競争領域におけるNHK子会社等の事業の妥当性について、民放各社からの厳しい視線を意識していただきたいと考えます。
- コロナ禍の影響で地域におけるイベントの開催自体が減少したこともあり、近年はNHK子会社との競合について、民放各社から具体的な声は寄せられていません。ただし、コロナ禍が明け、徐々に各地のイベント等が平常に戻ってきていることから、引き続き、今後の動向に注視したいと思えます。
- NHK経営委員会の指導のもと、NHK本体と子会社との取引について、一層の透明性確保と情報開示が行われ、事業運営の適正性が確保されることを期待します。

5. 結び

- 地上テレビ以外のインターネット配信の必須業務化については、地上テレビと同様に、丁寧かつ慎重に議論を重ねていただき、視聴者・国民や民放事業者をはじめとするステークホルダーが納得できるような結論を導いていただきたいと考えます。その際、経営環境が一段と厳しさを増す民放ラジオ・衛星放送事業者にも配慮いただきたいと考えます。

2023年12月5日

「公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目」に対する意見
(総務省 第16回「公共放送ワーキンググループ」ヒアリング)

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

当委員会は総務省「公共放送ワーキンググループ」(WG)で示された「今後の検討項目」に対して、以下の意見を述べる。

(1) 地上波テレビ放送以外(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方

① 必須業務化の是非

当委員会はNHKのインターネット活用業務の「必須業務化」に反対している。WGでは受信料制度をはじめとする制度に関わる根本的な検討が十分なされず、国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しかった。このため、地上波テレビ放送のネット業務に関する議論で主張してきた前提は変わらず、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送に関わるネット業務の必須業務化についても反対する。また、業務範囲だけではなく、受信料制度やガバナンスの在り方も含め「三位一体」で議論すべきであり、業務の一部分を切り出して検討する進め方は望ましくない。

「今後の検討項目」が、NHKの業務範囲の今後に関するテーマである以上、NHK自身が要望や目指すべき具体像を示すことが議論の出発点になる。しかし、前回会合のNHKの説明では、「衛星放送の同時配信・見逃し配信の実施は見送りたい」という点以外の明確な要望は分からず、必須業務化を希望しているかさえ明らかでなかった。必須業務化が必要なのか、必要な場合は既存の任意業務ではなぜできないのか、といった点について説明が必要だ。ラジオ放送や国際放送のネット業務については、費用対効果を踏まえて検討するなどといった説明があったが、前提となる費用の開示はなかった。今後、競争評価が行われることを踏まえても、積極的な情報開示を求める。

(1) 地上波テレビ放送以外(地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送)のインターネット活用業務の在り方

② 必須業務として配信すべき情報の範囲

WGの取りまとめは、NHKが必須業務として配信すべき情報の範囲を「限定して画定されるべき」とした。仮に必須業務化するとしても、「必須業務として配信すべき情報の範囲」の前提とされた「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は、「密接に関

連」や「補完」の意味につき解釈の幅を広く捉えることができ、必須業務化にともない廃止が提言された理解増進情報と同様、なし崩し的な業務拡大が懸念されるため、制度化に際しては削除すべきだ。

取りまとめは地上波テレビ放送のネット業務を対象にしているが、仮にラジオ放送や衛星放送に関するネット業務を必須業務化する場合でも、配信すべき情報の範囲は地上波テレビ放送のネット業務と同様、限定的にしなければ抜け道になりかねない。ユーザーから見れば、どの伝送路にひも付いたコンテンツなのか関係はなく、異なるルールが適用されることは望ましくない。

国際放送については、その意義は理解するものの、インターネット活用業務のうち日本語コンテンツを発信する事業は限定的に展開すべきだ。国際放送の枠組みで日本語でのネット展開が拡大すれば、市場に悪影響を及ぼしかねない。在外邦人向けテレビ国際放送のニュース・番組のネット配信は現在、海外のみで視聴が可能となっているが、この考え方は堅持すべきだ。外国人向けネットサービスについても、外国語で同様の事業を展開する日本の民間報道機関があることを踏まえた事業展開が必要だと考える。

総務省の WG 事務局が作成した資料によると、NHK は地上波ラジオ放送の理解増進情報として、「語学講座アプリ」などを展開している。かねて指摘してきた通り、NHK のネット業務については、放送の二元体制・放送行政の話だけにとどまらず、メディアの多元性・インターネット全体に関わる問題だ。教育に関するコンテンツを展開するのであれば、教育事業を展開する民間事業者から意見を聞くなど、NHK のネット業務が影響を与える市場や範囲を広く捉え、さまざまなステークホルダーから聞き取りを行うことを求める。

(3) その他

②NHK のガバナンスの在り方

WG で構成員から繰り返し指摘があったように、NHK のガバナンス確保は極めて重要な課題だ。取りまとめには「NHK のインターネット活用業務を必須業務化することで重い責任と規律を課していくことの一環として、子会社を含む NHK のガバナンスについて見直すべきとの指摘もあり」との記載もある。地方メディアをはじめ、言論の多様性を維持するための担保措置として経営委員会を含めどのように NHK 全体でガバナンスを確保していくかは、三位一体改革の上でも重要な論点だ。今後の NHK のガバナンスにおいて、経営委員会がどのように積極的に関わっていくのか、考え方を説明してほしい。

子会社を通じた業務展開については、デジタルサイネージ（電子広告）への記事配信において、価格設定などの面で市場に悪影響が生じたとの指摘がある。受信料を元に作成したコンテンツを活用して事業を展開している以上、NHK 本体と同様、公正な競争に配慮した事業展開が必要だ。

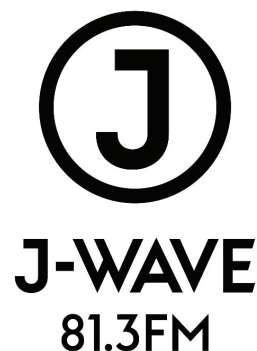
子会社が展開するウェブサイトで広告を掲載したり、番組に関連するとして商品を販売したりする事例もあるが、公共放送 NHK の関連団体としてふさわしい業務を節度をもって行

う必要があり、子会社を活用したネット業務が、NHK本体のネット業務の抜け道となつてはならない。各地のイベント事業で、子会社が地元民間企業と競合することもある。検討項目には「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証」とあるが、NHK自らが子会社の事業展開の実態やその理由について、ていねいに説明していくことがガバナンスを高めていくことにつながる。

以 上

公共放送ワーキンググループ (第16回) 説明資料 株式会社 J-WAVE

2023年12月5日

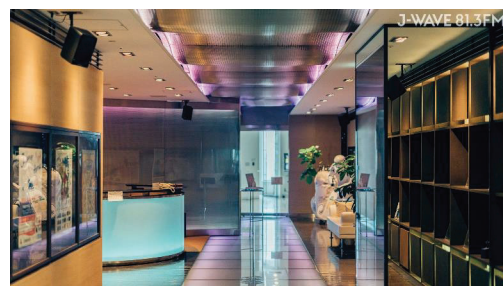


J-WAVE 81.3FM

2

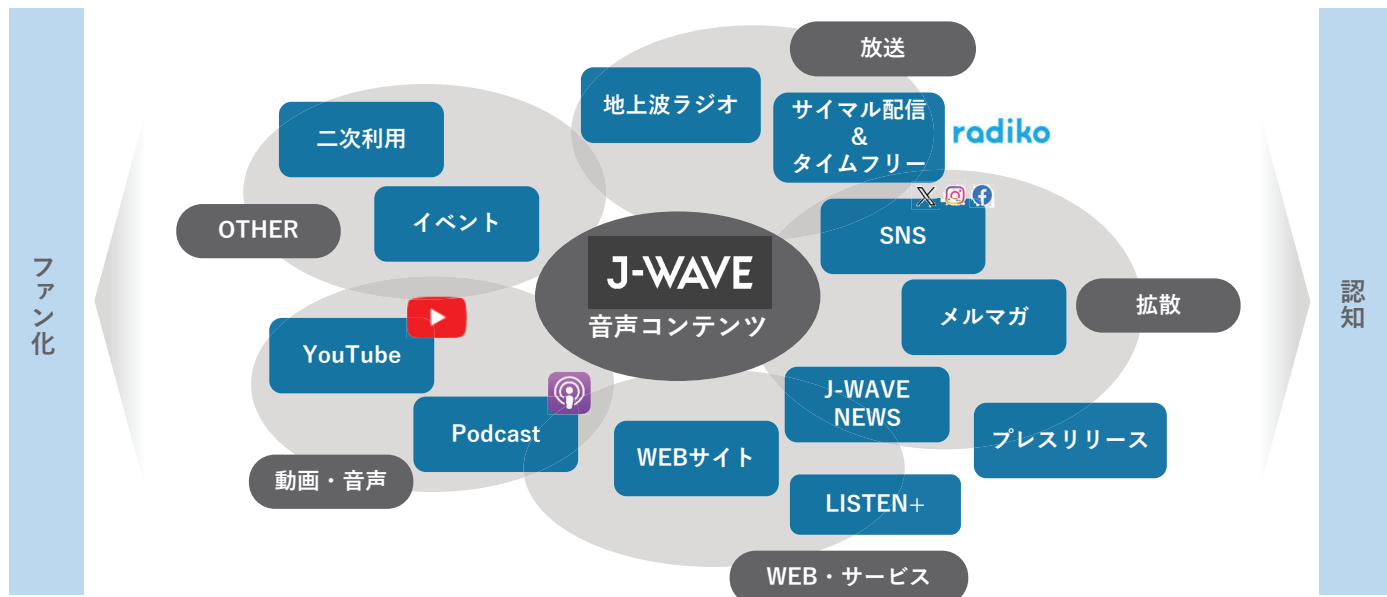
■ J-WAVEの沿革

- 1988年10月 株式会社エフエムジャパン開局（本社・演奏所：西麻布三井ビル、送信所：東京タワー）
- 1993年10月 北海道 FM NORTH WAVE、愛知県 ZIP-FM、大阪府 FM802、福岡県 CROSS FMと独立FM局ネットワーク・JAPAN FM LEAGUE（JFL）を設立
- 2003年10月 本社・演奏所を六本木ヒルズに移転、社名を株式会社J-WAVEに変更
- 2006年10月 インターネットラジオ“Brandnew J”開始（～2011年3月）
- 2010年 3月 radiko実用化試験放送開始（IPサイマル協議会）
- 2012年 4月 送信所を東京スカイツリーに移転
- 現在に至る



コンテンツ
マーケティング

従来のラジオリスナーだけに留まらず
ワンコンテンツ・マルチユースで多くのユーザーへ情報を届けます
共感と繋がりを得るサウンドコミュニケーションでファンの醸成も



■ NHKの地上波ラジオ放送のインターネット活用業務の必須業務化に関して

- ・ 必須業務化には原則として賛成である
- ・ NHKの技術的な知識や経験に期待する

⇒ 研究開発の予算と人材が、必須業務化によりインターネット配信の分野にも投入され、視聴データ解析等を含む様々な知見が、民放ラジオ局にも共有されることに期待する。

- ・ リスナーファーストの視点としては、NHKと民放ラジオの共通プラットフォームでのEPGやアプリが望まれる

- ① 放送コンテンツのインターネット配信に係る著作権処理は、放送と同一の処理になることが必要である。

⇒視聴者ファーストの視点において、権利処理できない音源の“ふたかぶせ”が必要な状況は避けなければならない。
また、その実現には権利者への適切な還元を含む制度整備が必要である。

- ② 電波によるコンテンツ送信を継続したまま、新たにネット配信のコストが追加となることの負担は、NHKと民放に共通の課題である。

⇒電波による送信コストは、リスナーの数によらず一定である。
そこに配信コストが基本的には従量制であるユニキャスト方式でのネット配信が加わり、その利用率が増えていけば放送局の経営は圧迫されていく。

- ③ ネット配信のバックボーンは年々強化されているが、引き続き災害発生時や大規模イベント配信時等における輻輳・遅延の課題がある。

⇒前記②、③に対応する技術として、欧州等で開発・実証実験が進められている5G放送（5G Broadcast）等の技術の検討が国内でも進められることに期待する。

- ④ 上記配信方式の検討にあたっては、技術面と合わせて「米国のCATVに課せられているマストキャリールール」と同様に、基地局で受信可能な放送局のコンテンツを義務として配信する制度の検討や、セーフティネットとしてのSIM無しでの受信も考えられる。

■ 民放ラジオ局が抱えている課題**・ データドリブンなデジタル広告市場への対応が必須**

⇒ デジタルセールスの基本プランにラジオがなければ生き残れないことは、
広告市場の動向を見れば明らかである。

・ 持続可能なメディアへの変革が急務

⇒ 放送コンテンツは、従前のテレビ・ラジオからスマホやタブレット等による視聴へと
変化していく一方、非常災害時のライフライン等の情報源としてのラジオに対する
高い期待もあり、当面は電波とネットによるコンテンツ流通経路の確保が必要である。

親局も含めた送信設備等の共用を可能にすることによる費用削減、
共通マスター設備のクラウド化や、共通監視業務のセンター化によるランニングコストの
削減といったことが選択可能となる制度整備の検討が進められていくことに期待する。

■ その中で独立系ラジオ局が置かれている状況

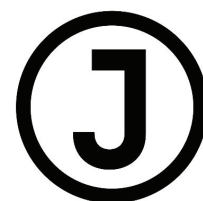
- ・ 今後の様々な設備のクラウド化においても、系列内での共通化・共同運用による
コストメリットの享受が受けづらい
- ・ 情報源・コンテンツの入手、営業面でも他のラジオネットワーク加盟局と比べて
スケールメリットを出しにくい

⇒ 経営視点でもプラットフォームの共通化が必要。

・ その一方、自社制作比率が高く、地域独自のコンテンツ発信に寄与している

⇒ 独立系局が地域に根差した独自性のあるコンテンツ供給を継続するためにも
地上波放送と平行運用していくネット配信のコスト負荷軽減が必須である。
そのためにNHKを含めた全ラジオ局の協調領域としてプラットフォームの共通化が望まれる。

ご清聴ありがとうございました。



J-WAVE
81.3FM

第15回会合における 日本放送協会ヒアリングでの構成員の質問への回答

令和5年12月5日
公共放送WG事務局

質問と回答 ～NHKのガバナンス関係①～

1

(宍戸構成員)

問1 経営委員会は受動的な印象を受けるが、新しいNHKの業務においてNHKがしっかり自主的に競争評価なども行って、それについて判断するという議決機関としての経営委員会の役割について、これまでどのような議論があったのか、支障のない範囲で教えていただきたい。

■日本放送協会回答（経営委員会）

○ 必ずしも受動的なものばかりではなく、経営委員の課題意識に基づく内容の議論など、むしろ能動的な行為を前提としており、双方向の議論、建設的な議論をこの定期的な会議体で進めていきたいと考えている。

(宍戸構成員)

問2 中期経営計画案に示されている「定期的な会議体」とは、具体的に何を行う目的で設置するのか。まだ具体的に示されていない状況だが、年内に本ワーキンググループの場で示していただけるのか。

■日本放送協会回答（経営委員会）

○ 定期的な会議体のイメージについて、1つは執行部からの情報提供の質と量の一層の改善というのを掲げているので、その状況を確認する会議体ということ。具体的な内容については、これから検討することになるが、一例を挙げると、内部統制の運用状況の確認、経営委員の課題意識に基づく内容の議論、情報提供の状況の確認等が、候補になるのではないかと考えている。

(長田構成員)

問3 資料12ページの稟議事案に関する再発防止策について実施されて間もないかと思うが、講義や研修、役員と職員との対話などを行えばそれでOKでは全くなく、再発防止策の実施について丁寧に行われていたのかを教えてください。

■日本放送協会回答(執行部)

- 再発防止についてはご指摘のとおりで、何かを1回やれば良いというふうには全く考えていない。意思決定の仕組みから、教育、組織風土といった多面的な観点からしっかり検討して、研修だけにとどまらず、人事評価や人材要件定義などにも反映させ、職員や組織全体の行動変容につながるように、息長くしっかり取り組んで根付いていくように考えて対応していく。

(瀧構成員)

問4 全ての稟議をチェックすると言っても、必ずリスクの軽重を判断する場面が出てくると思う。いきなり件数を出すのは難しいので、今後で結構だが、実際にそれが業務負荷として、例えば会長レベル、経営委員会でどの程度の件数が実際に審議の対象になるのか。また、事前と事後でプラクティスがどう変わるか、今後の機会に教えてください。

■日本放送協会回答(経営委員会・監査委員会)

- 稟議チェックの軽重に関して意見を上げると、今回の稟議については全件を見る形になっているが、監査委員としてのチェックの仕方というのは、稟議だけではなく、適宜役職員からの職務の執行に関する報告を求めることや、理事会・役員会に出席してその時の議論を聞くことなど、他にもいろいろ手段がある。その中で、事案の重要性を判断して、深掘りするののかそこまでの必要がないのかについて、経営資源を有効に使っていこうと思っている。

■日本放送協会回答(執行部からの補足)

- NHKにおける「稟議」とは、決裁一般を指すのではなく、経営委員会の議決や理事会の審議に即してNHKの各部署が業務を遂行するにあたり、規程に基づき、業務執行上、特に重要と考えられる契約や調達案件について、関係役員等の審査を経て、会長(要件により役員)がその実施の可否を審査・決定する一連の手続きをいう。
NHKで稟議を経て監査委員のチェックが入る本数は、年間約30本程度と想定している。

(落合構成員)

問5 監査委員の視点から、本日のWGに提出された資料の取りまとめに当たって、どういう点を考慮されたか、どういう形で先ほど執行部から代読いただいた結論になったのか、広い意味で経営人として関わっている立場から、可能な範囲でどういう意見を持っているか伺いたい。

■日本放送協会回答(監査委員会)

- 衛星放送番組のインターネット配信設備調達稟議事案の再発防止策が執行部の方から代読されたが、どういう議論の末、こういうふうにとまとっていったのかと理解したので、この点について説明する。この話が初めて経営委員会で議論されたとき、監査委員会での議論を踏まえ、「原因の根本は、職務権限が曖昧で、明確化されていなかったこと、手続きの各段階で責任を持ってチェックができていなかったこと、何よりも役員間のオープンな議論がなく、重大な意思決定が不透明な形でされているというガバナンスあるいは組織風土の問題が、全ての根底にあるのではないか」という指摘をした。これを受けて、経営委員会の中でも話をし、そういった考え方に沿って、執行部の方で先ほど説明があったような再発防止策ができたと思っている。

(落合構成員)

問6 問5の質問に関して、監査委員としての考え方があれば、補足いただきたい。

■日本放送協会回答(監査委員会)

- 今回の再発防止策は、執行部が一方向的に作ったわけではなくて、執行部と経営委員会・監査委員会との十分な議論の中で絞り込まれ、練られてきたものである。その中で最後の項目に、特に経営委員会・監査委員会に関する記述もあるので、監査委員会として申し上げたことがしっかり取り込まれていると感じている。あとはこれをしっかり実行していくことに尽きると考えている。

(山本主査代理)

問1 資料24ページで、ラジオ第1とFMについて「らじる★らじる」で8局分を同時配信していると記載しているが、25ページでは「大規模災害発生時には、通常の同時配信に加えて、地域放送の同時配信を実施することも可能」と記載している。この2つの関係は、どのように理解すればよいか。

■日本放送協会回答(執行部)

○ 資料24ページの8局分、ここは常時、放送と同時配信を行っている。それに対して大規模災害発生時は、通常は同時配信を実施しない局であっても、その状況に応じて、臨時に設備や体制を構築して同時配信を実施しているという関係である。

(山本主査代理)

問2 資料28ページで、「地域放送のネット展開については、(中略)必ずしも同時・聴き逃し配信にこだわらなくても良いこともある。」と記載しているが、これは具体的にどのような意味か。地域番組の同時・聴き逃し配信は必須業務化の対象外にしてほしいということか、あるいは、大規模災害発生時のみは対象にしてもよいということか。

■日本放送協会回答(執行部)

○ 費用の観点にも留意しながら実施するサービスを選択していく必要がある中で、現在のサービス内容となっている状況である。同時配信をすべての局で実施することは難しいが、何らかの形でネットでも音声でも利用できるように対応するというところでご理解いただければと思う。ご議論にあたってはこうした状況にご配慮いただければと思う。

(山本主査代理)

問3 資料28ページで、地域放送のネット展開について「費用対効果を踏まえた効率的・効果的な情報発信が行えるようになりたい。」と記載しているが、地域番組の全てについて同時配信・聞き逃し配信を実施すると、費用が大きく増えるのか、あるいは地域番組へのニーズは必ずしも大きくないのか。費用やニーズについて、具体的に教えていただきたい。

(宍戸構成員)

問4 同時配信の範囲に関して、地域番組・地域放送の提供を含めると、実際にコストはどれくらいかかるのか、どのように試算しているのか。また、その地域情報をラジオで配信することのニーズをどう定量的に定性的に把握しているか。

■日本放送協会回答(執行部)

○ 地域放送番組のネット展開は、現在「8局」(東京を含む)の放送について実施している。「らじる★らじる」の利用者数は、「四半期業務報告」で公表しているとおり、現在は概ね100万UB(ユニークブラウザ)/週程度で推移している。5年前の2018年度は概ね90万UB/週程度であり、1割程度増加している。放送聴取からネット聴取に移行した聴取者は、これまで地域放送を聴取してきたのであり、また、NHK放送文化研究所が実施する「全国個人視聴率調査」の結果からは放送においては全国放送番組・地域番組双方が聴取されていることが確認できる。こうしたことから、地上波ラジオ放送の配信においても、地域放送番組の配信には一定のニーズがあるものと考えている。

ただし、ラジオで実施している地域放送のうち、概ね半分程度はブロック放送であり、この部分は「8局」のサービスで既に同時配信を行っている。現在実施できていないのは、県域放送のニュース・気象情報等の同時・聴き逃し配信や、それ以外の番組の同時配信(および一部番組の聴き逃し配信)である。実施できていない業務は限定的であり、また、ブロック放送や聴き逃し配信、ネットサービス全体によって、その業務は一定程度補完されている。会合でご説明したとおり、費用の観点に留意しながら今後の対応を検討する必要があるものと考えている。

現在「8局」で実施している同時配信は、全国放送の番組を含め並行して配信している。同じ方式で同時配信を拡大すると、全く同じ番組を同じ時間帯で配信することにつながる。全国54の放送局で放送している番組を配信するには費用・体制にも留意した現実的な実施方法の検討が必要であり、また、その工夫の余地はあるのではないかと考えている。例えば、設備の共有化や、ローカル放送放送部分だけのストリームの提供などによってより効率的に実施することなどが考えられるが、こういった設備・サービスにするかによって費用やユーザーの利便性に大きな違いが生じる。現時点では詳細な検討が行えておらず、設備投資額や運用経費についての試算は出来ていない。地域放送については、地上波テレビ放送の必須業務化にあたりテレビの地域放送番組の提供についても検討する必要があると考えており、検討にはお時間をいただきたい。なお、その間も、ネット展開全体でNHKの提供する価値を享受していただくとともに、大規模災害時等における音声の提供をはじめとするこれまでに実施してきた取り組みは継続してまいりたい。

(大谷構成員)

問1 衛星放送の同時・見逃し配信の実施は、当面の間は見送りたいとのことだが、権利処理の課題というのは、時間が経過しても簡単に解決できる課題ではないと考えられるので、いつ頃、どのように課題を解決して、衛星放送を配信の対象にしていくのか考えを聞かせていただきたい。

実現に向けての課題を洗い出し、また、課題も権利処理に限られないと思われるため、それをどう解決して行くのか、その道筋をこれから考えていく必要があるのではないか。

(宍戸構成員)

問2 衛星放送関係について、相当の費用がかかるとの説明があったが、具体的にどの程度の費用を設定されているのか。

(宍戸構成員)

問3 「逆に、番組配信可能な番組を中心とした編成に変えると視聴者の満足度が低下する懸念がある。」との説明について、どれだけ満足度が低下すると見込まれているのか。これまでのデータから、数字などの一定のエビデンスがあるのか。

■日本放送協会回答(執行部)

○ BS再編にあたって視聴者を対象に調査を行った結果、NHKBSの強みとして「多様な教養エンタメ番組」「地上波でできない長時間番組」「スポーツ中継を試合終了まで放送」などを指摘する声が多く、地上波にない役割や機能が評価されていることを踏まえ、定時番組を中心に継続性を重視した編成を組んでいる。現在のNHKBSの強みを生かした編成を行うことが、新しい編成の満足度につながると考えている。また、「四半期業務報告」で公表している質的指標の評価でも、現在の衛星放送は高い水準になっていると考えている。こうした状況を踏まえ、12月からのBS再編では、会合でご説明したとおり、これまでの2K波を凝縮し、報道・スポーツ・ドキュメンタリー・ドラマ・教養エンターテインメントなどを総合編成することとしている。また、様々な課題を考えながら検討していくべき問題だと考えており、「当面の間」について、この時期という目処があるわけではない。ただ、権利関係の問題含めて、かなりの交渉が必要と考えられるし、様々な調整があるので、今の段階で、時期がいつまでかは申し上げられないのが実態である。

(次ページに続く)

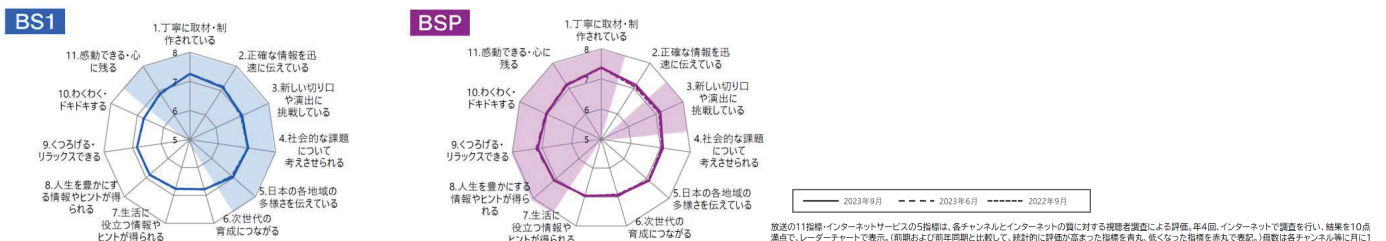
まずは12月からのBS再編の視聴者への定着を図るとともに、地上波テレビ放送の必須業務化を十全に実施し、インターネット上における公共的な役割を果たしてまいりたい。それと同時に、今後とも衛星放送の同時配信の実施については継続して検討を行ってまいりたい。現在はネット配信を前提とした編成とした場合にどれだけ満足度が低下するかといった調査は行っていないが、検討に当たっては、視聴者ニーズの確認や、権利処理の問題の検討・交渉などが必要である。慎重かつ丁寧な検討が必要であり、また交渉も必要であることから、現時点では「当面の間」以上のことは申し上げられないが、必要に応じて検討状況をご報告したり、また実施をする際には、中期経営計画や収支予算・事業計画に記載するなどして、説明責任を果たしながら検討を進めてまいりたい。

BS放送番組のネット配信に係る費用の具体的試算は現在のところ行っていないが、地上波テレビ放送の常時同時配信業務については、2023年度の予算では人件費、減価償却費等を含めてトータルで65億円程度を計上している(内訳は、業務費約31億円、設備費約21億円、減価償却費約4億円、その他約9億円)。なお、地上波テレビ放送における常時同時配信等業務を開始した2020年度の減価償却費は約6億円であった。

BS放送番組の配信に係る費用を試算するにあたって、上記の地上波テレビ放送に要する金額から単純に類推することは出来ないが、地上波の配信と主要な支出項目は類似したものになることが考えられる。相違点としては、地方向け番組がない点、4K画質での配信についての検討が必要な点、そして会合でも申しあげたとおり権利の取得についての検討が必要な点などが挙げられる。いずれにせよ、相当規模の設備費・運用費がかかることが見込まれる。

NHKの基本的な考え方としては、インターネット上においても放送と同様の公共的な役割は必要であり、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしていく考えではある。また、現在の衛星放送は、報道・スポーツ・ドキュメンタリー・ドラマ・教養・エンターテインメントなど多様な編成によって価値を提供しており、その価値を損なわずに、配信可能な番組による編成をするためには、視聴者の評価を考慮しながら、丁寧に検討していく必要があると考える。NHKの基本的な考え方としては、インターネット上においても放送と同様の公共的な役割は必要であり、地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送について、インターネット上でも、同様の公共的な役割を果たしていく考えだが、上記のような理由から、当面の間は実施を見送ることにご理解をいただきたい。

<参考> 波別 質的指標の評価(「2023年度第2四半期業務報告」より)



(山本主査代理)

問1 テレビやラジオの放送波の方が効果的な地域として、どのような地域を想定しているか。そういった地域の特性の違い等についてNHKで把握しているものがあれば、教えていただきたい。

■日本放送協会回答（執行部）

○ ネットと放送があるが、アジアなどに比べて、南米、アフリカでは放送がよく見られているという状況である。

(大谷構成員)

問2 国際戦略調査の構成員限りの資料について、なぜ構成員限りにしなければいけないのか、その事情を教えてください。

■日本放送協会回答（執行部）

○ 国際戦略調査のうちリーチ率などの「視聴実態」や「日本への理解度」については四半期業務報告に記載し、ホームページで公表している。一方、「日本への理解度」に国際放送のどのような内容の番組が貢献しているかを測る「質の評価」については、試行として2022年度上期から調査を行っており、その概要について構成員限りでお示しさせていただいた。

(大谷構成員)

問3 国際戦略調査の結果により、どこにどんな弱みがあって、それをどのように強化・改善していきたいのか。直近の動向や評価結果があれば教えてください。

■日本放送協会回答（執行部）

○ 「質の評価」の調査結果によると、ニュース・報道番組では「信頼性」や「アジアに関する情報発信」、一般番組では「文化性」や「アジアにおける流行・話題」といった項目が比較的高く評価されており、「日本への理解度」に貢献していると考えられる。一方、ニュース・報道番組では「公平性・不偏不党性」や「民主主義的観点」、一般番組では「社会的課題への取り組み」や「教育性」といった項目が比較的低く評価されている。この結果を踏まえ、番組改定に役立てるなど強化・改善に取り組んでいる。例えば、2023年度の改定では、公平・公正で信頼される情報発信の強化や、グローバルな課題について日本やアジアの視点から発信に努めたほか、NHKの上質な教育コンテンツを活用したことも、教育番組の新設等に取り組んだ。2024年度の改定に向けても、現在、この調査結果を踏まえて各サービスの編成計画等を検討している。

(大谷構成員)

問4 国際放送として、伝えるべき情報の範囲について、考えを聞かせていただきたい。その情報が届いているかどうかのリーチ方法・調査についての考え方も示していただきたい。

■日本放送協会回答（執行部）

○ NHK国際放送では、公平・公正で信頼される情報を日本・アジアの視点を交えて発信することや、多彩な番組を通して日本への理解促進に努めること、また訪日・在留外国人向けに安全・安心を支える情報発信を強化することを重点に取り組みを進めている。伝えるべき情報は、こうした方針に基づいて提供しているものであり、同じ考えのもと、配信も検討していく必要があると思っている。

また、その情報がとどいているかのリーチについては、四半期業務報告で公表している四半期リーチ率や「NHKワールド JAPAN ONLINE」の訪問UB数を調査している。

<参考> 2023年度第2四半期

・四半期リーチ率：14.6%（調査地域7か国9都市平均）

・「NHKワールド JAPAN ONLINE」訪問UB数：81.0万（週次平均）

(落合構成員)

問5 仮に国際放送について、広告収入を得るとしたとき、NHKとしてはどのような課題があるか。

■日本放送協会回答（執行部）

○ JIBの実態を見ていると相当厳しいだろうということは認識しているが、NHKとして今、国際放送の広告の関係についての検討を行っていないので、具体的なことはお答えすることができない。

(林構成員)

問1 ネット配信に関する会計上の透明性確保に関する基本的な考え方をお伺いしたい。

■日本放送協会回答（執行部）

- 現在は有識者の皆様に配賦基準等の適正性を検証をいただきながら、「インターネット活用業務実施計画」で「費用明細表」や経費ごとの費用の按分方法を公表している。また、決算時には財務諸表の説明書に「費用明細表」を掲載している。今後、仮に必須業務になったとしても、法令の定めに従い、そこはしっかり対応していく。ご指摘のように、区分経理等についても、透明性を確保できるような形でしっかりと行う覚悟である。

(林構成員)

問2 現在のインターネット活用業務に係る費用配賦比率の数値は公表しているか。

■日本放送協会回答（執行部）

- 配賦比率の数値は、ホームページで公表している。

<参考>2022年度決算におけるインターネット活用業務の実施に要する費用の配賦比率
<https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/plans/230628-03-hiritsu.pdf>
 2023年度予算におけるインターネット活用業務の実施に要する費用の配賦比率
<https://www.nhk.or.jp/net-info/data/document/plans/230110-01-hiritsu.pdf>